

蒲郡市第7期障害福祉計画
・第3期障害児等福祉計画

令和6年3月
蒲郡市

※「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や市の条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称等については、「害」の字を使用しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

なお、「障害児」との表記については、国の法令及び市の条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称等については、「害」の字を使用し、そのほかは、本市として一般的に用いている「発達支援の必要な児童」、「児童」、「障がい児」との表記の仕方を本計画でも使用しています。

目次

第1章 計画の背景と趣旨等	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	7
3 計画の期間	8
第2章 第6期までの動向と評価	9
1 手帳所持者数	10
2 障害者自立支援給付及び児童通所支援給付の受給者数	15
3 前期計画の評価	16
第3章 計画対象者の意見・ニーズと計画課題	31
1 アンケート調査結果の概要	32
2 アンケート調査結果の要旨	33
3 インタビュー調査結果の概要	40
4 計画課題	45
(1)第7期障害福祉計画における課題	45
(2)第3期障害児等福祉計画における課題	47
第4章 第7期障害福祉計画	49
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	50
2 令和8年度の成果目標	55
3 障害福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保のための方策	65
4 地域生活支援事業の実施に関する事項	78
第5章 第3期障害児等福祉計画	85
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	86
2 令和8年度の成果目標	88
3 児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策	91
第6章 計画の実施・進行管理体制と達成状況の点検及び評価	94
1 計画の実施・進行管理体制	95
2 点検及び評価の基本的な考え方	95
3 点検及び評価	95
4 点検及び評価結果の周知	95
【資料】	96
計画策定の経過	97



第1章 計画の背景と趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、障害者総合支援法に基づく「蒲郡市障害福祉計画」について、平成19年3月に第1期計画を策定以降、3年ごとの改定を経て、令和3年に第6期計画を策定しています。また、児童福祉法に基づく「蒲郡市障害児等福祉計画」については、平成30年3月に第1期計画、令和3年に第2期計画を策定しており、これら2つの法律に基づく計画により、障がい者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係機関や事業所、当事者団体の連携によって、障害福祉サービスに係る給付その他の支援の充実を図ってきました。

第1期障害福祉計画期間(平成18年度~平成20年度)の主な動き

- ◆ 浜町福祉センター内「蒲郡市障がい者支援センター」の開設
平成19年1月に「蒲郡市障がい者支援センター」を開設し、市福祉課の窓口とともに、障がい者やその家族などからの相談に対応しました。
- ◆ 市内の事業所や施設によるサービスや支援体制の充実
市内の事業所や施設は、自宅での生活を支援する訪問サービスや日中活動を支援するサービス、居住の場を提供するサービスなど、障がい者やその家族の生活を支援する体制の充実を進めました。
- ◆ 「蒲郡市障害者自立支援協議会」の設置
「蒲郡市障害者自立支援協議会」を設置し、障がい福祉全般の協議を行う場として、福祉、保健、医療、教育、雇用等、多分野の機関・団体が参加し、情報の共有や個別ケースの検討などを行いました。

第2期障害福祉計画期間(平成21年度~平成23年度)の主な動き

- ◆ 「蒲郡市障がい者支援センター」への相談件数の着実な伸び
「蒲郡市障がい者支援センター」については、平成22年度の相談支援件数の実績が1,205件となっており、平成23年度は前年度を上回る件数が見込まれるなど、障害福祉サービス等の相談窓口として、利用が着実に伸びました。
- ◆ ケアホーム(現在のグループホーム)の整備推進
ケアホームを新たに1か所(平成23年度末現在で市内計3か所)整備しており、地域での生活のための基盤整備を進めました。
- ◆ 児童デイサービスの整備推進
児童デイサービスを新たに1か所(平成23年度末現在で市内計2か所)整備しており、身近な療育の場の整備を進めました。
- ◆ 「蒲郡市障害者自立支援協議会」における関係機関等の連携による取組
「蒲郡市障害者自立支援協議会」については、職業教育や職場(実習)開拓をはじめ就労支援全般について協議する「就労ワーキンググループ」、ホームヘルパー同士のサービス調整や情報共有を図るための「ヘルパー連絡会」の2つの専門部会とともに、個別会議によるケース検討と全体会議を開催し、関係機関等の連携による取組を進めました。

第3期障害福祉計画期間(平成24年度~平成26年度)の主な動き

◆ 相談支援体制の強化

基幹相談支援センターである「蒲郡市障がい者支援センター」に加えて、市内5事業所を相談支援事業所として指定し、相談支援体制の強化を図りました。

相談支援の対象者及び相談件数は着実に増加しているほか、サービス等利用計画の策定は、第3期中にすべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者に対象を拡大する予定となっており、計画の策定数は大幅に増加しました。

◆ 権利擁護体制の強化

成年後見制度に関する相談(電話相談を含む)、成年後見人活動への支援、成年後見制度の普及・啓発活動、法人後見に受任を行う施設として、平成25年10月に蒲郡市社会福祉協議会内に「蒲郡市成年後見センター」が開設されました。

また、「蒲郡市障害者自立支援協議会」において、新たに「権利擁護部会」を設置し、関係機関の連携による虐待対応や成年後見制度等の利用促進に向けた協議等を行いました。

◆ 「蒲郡市障害者自立支援協議会」における関係機関等の連携による取組

「蒲郡市障害者自立支援協議会」については、前述の「権利擁護部会」や「就労ワーキンググループ」のほか、個別の事例検討や障害福祉サービスの利用調整、関係者の情報共有とスキルアップなどを目的とする「事例検討部会」の3つの専門部会とともに、当協議会の課題整理などを行う「運営会議」と全体会議を開催し、関係機関等の連携による取組を進めました。

第4期障害福祉計画期間(平成27年度~平成29年度)の主な動き

◆ 児童発達支援体制の強化

「蒲郡市障害者自立支援協議会」において、第4期計画で新設を計画した「こども部会」を設置し、年4回の話し合いを通じて児童発達支援に関する関係機関の情報共有等とともに、ケース検討等を実施しているほか、児童発達支援センターの整備に向けた検討を実施しています。

◆ 相談支援・権利擁護体制の強化、差別解消に向けた取組

基幹相談支援センターである「蒲郡市障がい者支援センター」を中心に、市内7事業所を相談支援事業所として指定し、相談支援体制の強化を図るとともに、「蒲郡市成年後見センター」及び「蒲郡市障がい者虐待防止センター」を通じて、権利擁護に関する講演会や研修会を実施する等、権利擁護の取組を進めました。

また、障害者差別解消法に基づき、窓口などでの配慮や障がいへの職員の理解促進を図るため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成し、差別解消に関する職員研修を実施しています。

◆ 日中活動系サービス等の整備促進

市内では、就労支援等に関わる日中活動系サービスとして、就労移行支援事業所が4か所に、就労継続支援A型事業所が2か所に、就労継続支援B型事業所が6か所に、それぞれ実施事業所が増加したほか、児童の放課後や夏休み等の長期休暇中において、自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施する、放課後等デイサービス事業所が6か所に増加しました。

第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画期間(平成30年度~令和2年度)の主な動き

◆ 児童発達支援体制の強化

平成31年4月1日に「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」を開所し、児童発達支援等の提供体制を整備しました。また、相談支援専門員を配置し、適切な支援やサービス利用につなげることができるような体制を確保しています。さらに、医療的ニーズへの対応や子ども・子育て支援の充実に向けて、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」の体制強化(医療機関や相談機関との連携強化)を図りました。

◆ 総合的な生活支援の充実

地域移行や地域生活を総合的に支援するサービスの充実に向けて、地域生活支援拠点を市内に整備し、相談機能の強化や専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり、緊急時の受け入れ対応の充実、体験の機会・場の整備を進めています。

第6期障害福祉計画・第2期障害児等福祉計画期間(令和3年度~令和5年度)の主な動き

◆ 「蒲郡市障害者自立支援協議会」の体制強化

「蒲郡市障害者自立支援協議会」については、第6期計画に基づき「就労促進部会(従前の就労ワーキングを発展)」、「G・H連絡調整ワーキング」、「福祉避難所連絡会」、「地域移行・定着推進協議会」を新たに設置し、課題の解決に向けて関係機関等の連携による体制強化を図りました。

◆ 福祉総合相談室等の設置

令和4年度より市役所内に福祉総合相談室を設置し、複雑化・複合化した課題の相談受付体制を整備したほか、定期的な協議の場(重層的支援会・支援会議)を設置し、多機関での支援体制の構築を図りました。

そして、今回、計画の改定時期にあたり、第6期障害福祉計画・第2期障害児等福祉計画の目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画(令和6年度~令和8年度)を策定します。

なお、国の基本指針¹の見直しを踏まえるとともに、県計画との整合性に配慮し策定します。

¹ 市町村及び都道府県が障害福祉計画等を定めるに当たって、基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたものです。

【第7期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しの主な事項】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- ⑭その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

出典：厚生労働省「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

【あいち障害者福祉プラン 2021-2026 概要(抜粋)】

1 基本理念

全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現

2 基本的考え方

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、障害のある子どもの健やかな育成を図るため、次の9つの考え方のもとに、中期的な横断的・重点的な取組の方向性を示すとともに、必要な障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んでいきます。

- ① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします
- ② 障害の有無に関わらず共に暮らせる「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組めます(愛知県障害者差別解消推進条例の推進)
- ③ 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります(手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進)
- ④ 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします
- ⑤ 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします
- ⑥ グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人が地域での生活を継続できるようにします
- ⑦ 福祉施設から一般就労への移行を推進します
- ⑧ 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます
- ⑨ 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します

出典:あいち障害者福祉プラン 2021-2026 概要

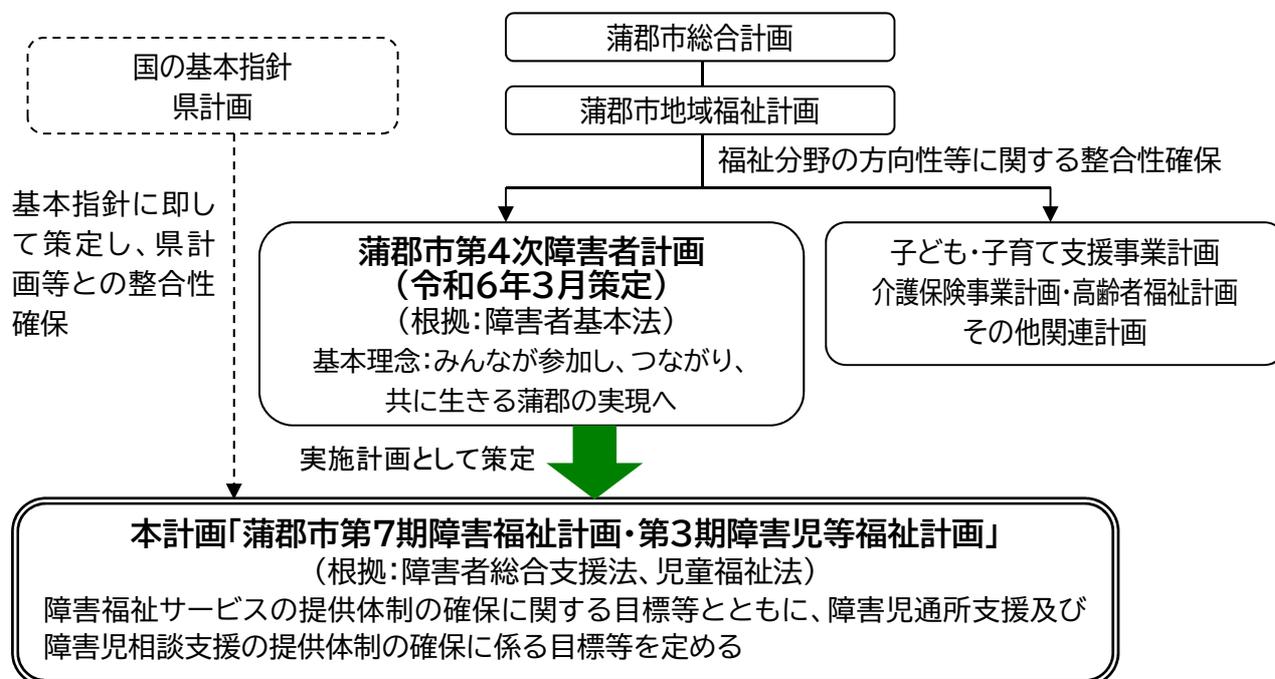
2 計画の位置づけ

(1) 根拠法及び他計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」とともに、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、本市が令和6年3月に策定した「蒲郡市第4次障害者計画(令和6～11年度)」の実施計画として策定するものです。

また、国の基本指針に即して、かつ、県計画との整合性を確保する必要があるとともに、市の上位・関連計画である総合計画や地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画等との整合性にも配慮します。

図表 1 本計画の基本理念と位置づけ



(2) 蒲郡市SDGs 推進方針との整合

本市は、令和2年2月に「蒲郡市SDGs 推進方針」を定めました。

SDGsは、2015年9月に国連において採択された、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)で、2030年までに目指すべき国際目標として、17のゴールと169のターゲットが掲げられており、国、民間企業など様々な主体の取組が加速しています。

本市においても、積極的にSDGs達成に寄与する取組を進めていく必要があることから、本計画の策定にあたり、SDGsの要素を最大限反映するとともに、達成に向けた取組を促進することとします。

図表 2 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)17の目標



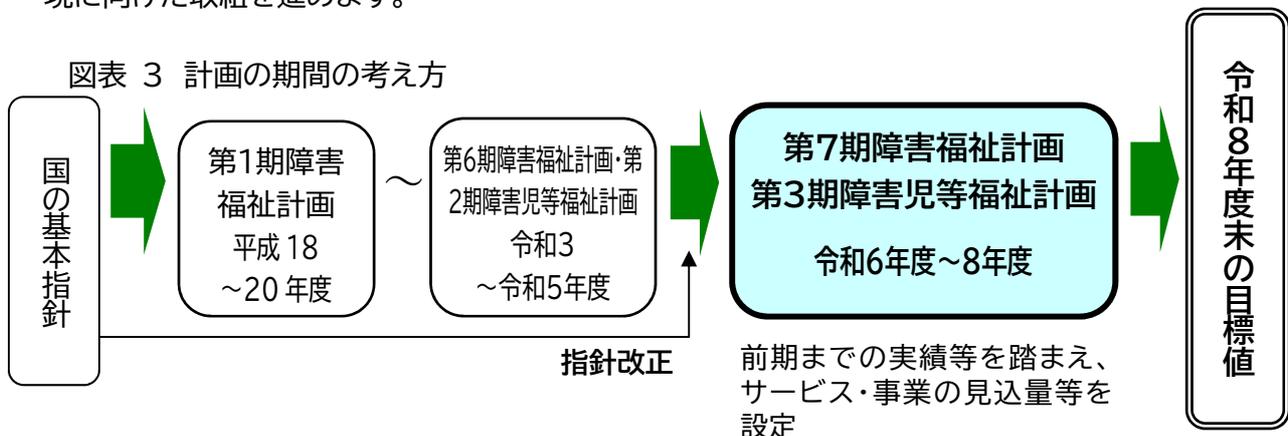
「蒲郡市SDGs 推進方針」では、蒲郡市第四次基本計画の「笑顔で安心して暮らせるまちづくり」の施策である「障がい者支援」は、以下の持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するものとしてしています。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を期間とし、令和8年度末の成果目標の実現に向けた取組を進めます。

図表 3 計画の期間の考え方



第2章 第6期までの動向と評価

1 手帳所持者数

(1)手帳所持者数等の推移

令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が 2,840 人、療育手帳所持者が 729 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 853 人となっており、総人口の 5.6%が手帳所持者という状況で、総人口の減少に対して、手帳所持者数は増加しています。

また、自立支援医療受給者(精神通院)は、令和5年4月1日現在、1,301 人となっており、増加しています。

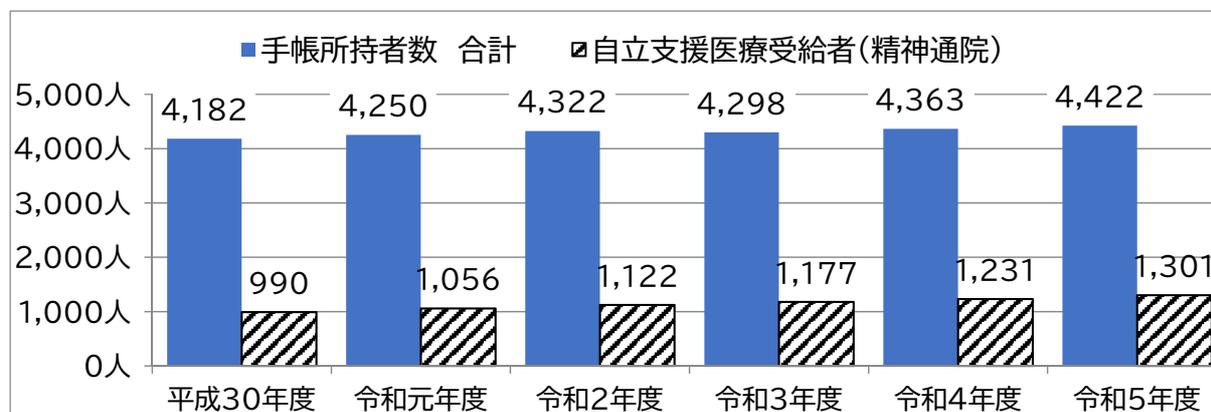
平成 30 年度比の伸び率は、療育手帳所持者が 16.5%増、精神障害者保健福祉手帳所持者が 35.2%増、自立支援医療受給者(精神通院)31.4%増と、特に精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者(精神通院)が高い伸びを示しています。

図表 4 手帳所持者数

手帳の種類	平成 30 年	→	令和5年	30→5年伸び率
身体障害者手帳所持者 (総人口比)	2,925 (3.6%)	→	2,840 (3.6%)	▲2.9% —
療育手帳所持者 (総人口比)	626 (0.7%)	→	729 (0.9%)	16.5% —
精神障害者保健福祉手帳所持者 (総人口比)	631 (0.7%)	→	853 (1.1%)	35.2% —
手帳所持者 合計 (総人口比)	4,182 (5.2%)	→	4,422 (5.6%)	5.7% —
自立支援医療受給者(精神通院) (総人口比)	990 (1.2%)	→	1,301 (1.7%)	31.4% —
【参考】総人口	80,379	→	78,443	▲2.4%

出典：蒲郡の統計(各年4月1日現在)、総人口は住民基本台帳人口(各年4月1日現在)

図表 5 手帳所持者数等の推移



出典：蒲郡の統計(各年4月1日現在)

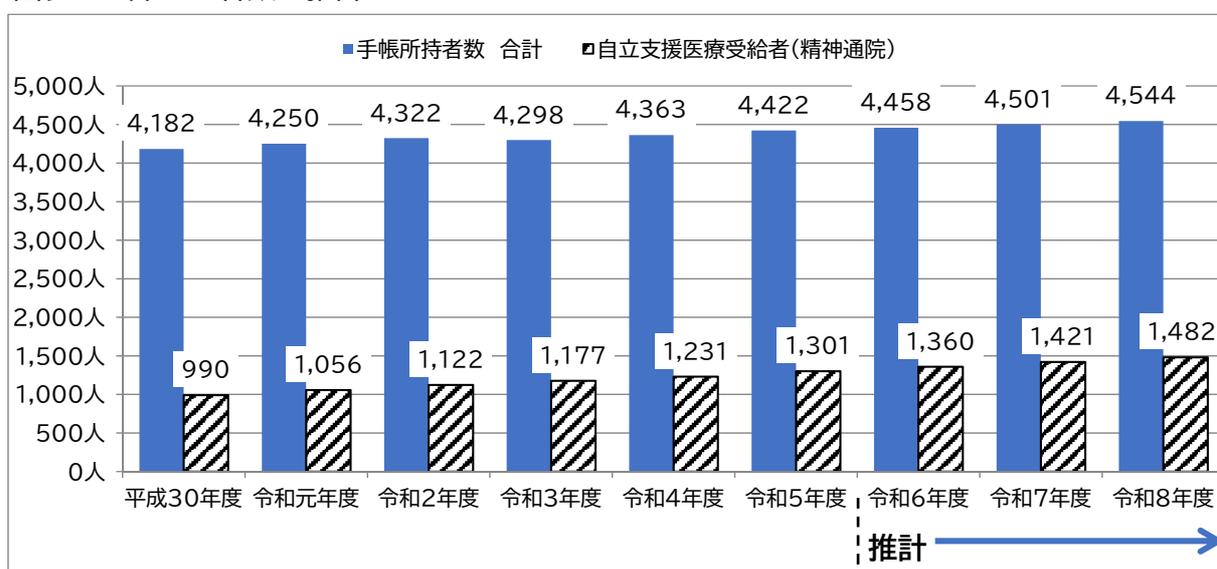
(2)障がい者数の推計

障がい者数は、手帳所持者数等の過去の伸びを踏まえて推計を行いました。

なお、身体障がい者、知的障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳の各手帳所持者数を推計する一方、精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳所持者が一部の方に限られるため、自立支援医療受給者数の推計を併せて行いました。

身体障害者手帳所持者の人数は、減少傾向が今後も継続する見込みである一方、本計画中に療育手帳所持者は800人近くに、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,000人近くに、自立支援医療受給者(精神通院)は1,500人近くに、それぞれ増加する見込みとなっています。

図表 6 障がい者数の推計



年	第5期			第6期			第7期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害者手帳所持者	2,925	2,928	2,937	2,884	2,854	2,840	2,825	2,805	2,785
療育手帳所持者	626	649	660	657	706	729	739	759	778
精神障害者保健福祉手帳所持者	631	673	725	757	803	853	894	937	981
手帳所持者数合計	4,182	4,250	4,322	4,298	4,363	4,422	4,458	4,501	4,544
自立支援医療受給者(精神通院)	990	1,056	1,122	1,177	1,231	1,301	1,360	1,421	1,482

(各年度4月1日現在)

(3)身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者について、障がいの種類別の推移を見ると、高齢化を背景として聴覚・平衡機能障がい、音声・言語障がい、内部障がいの人数が増加しています。

障がいの種類別の割合は、令和5年4月1日現在、内部障がいが35.7%と最も高く、次いで肢体不自由(下肢)が17.9%、肢体不自由(上肢)が15.2%と続いています。

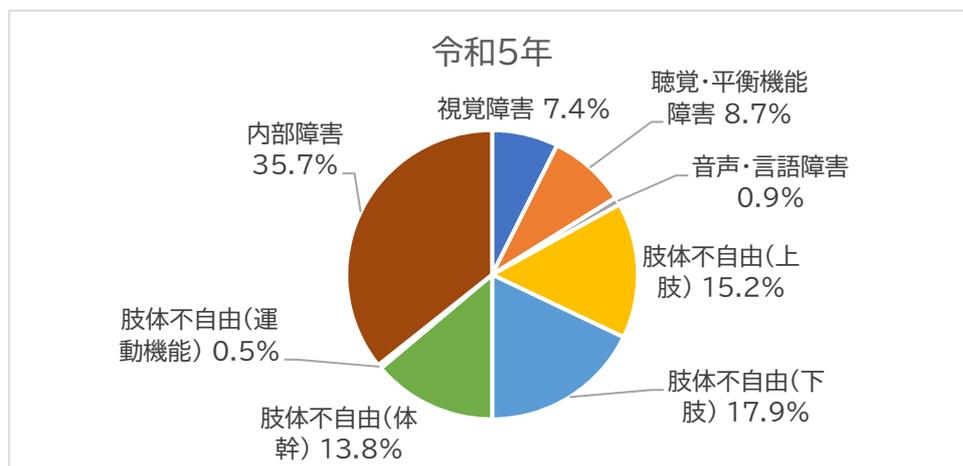
年齢区分別の推移を見ると、18歳未満は横ばい、18歳以上は微減となっています。

図表 7 障がいの種類別の推移

障がいの種類	平成30年	→	令和5年	30→5年伸び率
視覚障がい	217	→	209	▲3.7%
聴覚・平衡機能障がい	250	→	247	▲1.2%
音声・言語障がい	26	→	25	▲3.8%
肢体不自由(上肢)	425	→	431	1.4%
肢体不自由(下肢)	570	→	508	▲10.9%
肢体不自由(体幹)	470	→	392	▲16.6%
肢体不自由(運動機能)	15	→	13	▲13.3%
内部障がい	952	→	1,015	6.6%
合計	2,925	→	2,840	▲2.9%

出典:担当課資料(各年4月1日現在)

図表 8 障がいの種類別の割合



出典:担当課資料(令和5年4月1日現在)

図表 9 年齢区分別の推移

年齢区分	平成30年	→	令和5年	30→5年伸び率
18歳未満	49	→	47	▲4.1%
18歳以上	2,876	→	2,793	▲2.9%

出典:担当課資料(各年4月1日現在)

(4)療育手帳所持者

療育手帳所持者について、障がいの等級別の推移を見ると、いずれの等級も増加しており、特に軽度は伸びが顕著で、平成30年度比で30%以上の増加となっています。

年齢区分別の推移を見ると、いずれの年齢区分も増加しており、特に18歳未満は伸びが顕著で、平成30年度比で30%近い増加となっています。

図表 10 障がいの等級別の推移

障がいの等級	平成30年	→	令和5年	30→5年伸び率
A(重度・最重度)	241	→	259	7.5%
B(中度)	172	→	187	8.7%
C(軽度)	213	→	283	32.9%
合計	626	→	729	16.5%

出典:担当課資料(各年4月1日現在)

図表 11 年齢別の推移

障がいの種類	平成30年	→	令和5年	30→5年伸び率
18歳未満	147	→	189	28.6%
18歳以上	479	→	540	12.7%

出典:担当課資料(各年4月1日現在)

(5)精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者について、障がいの等級別の推移を見ると、いずれの等級も増加しており、特に3級の伸びが顕著で、平成30年度比50%以上の増加となっています。

図表 12 障がいの等級別の推移

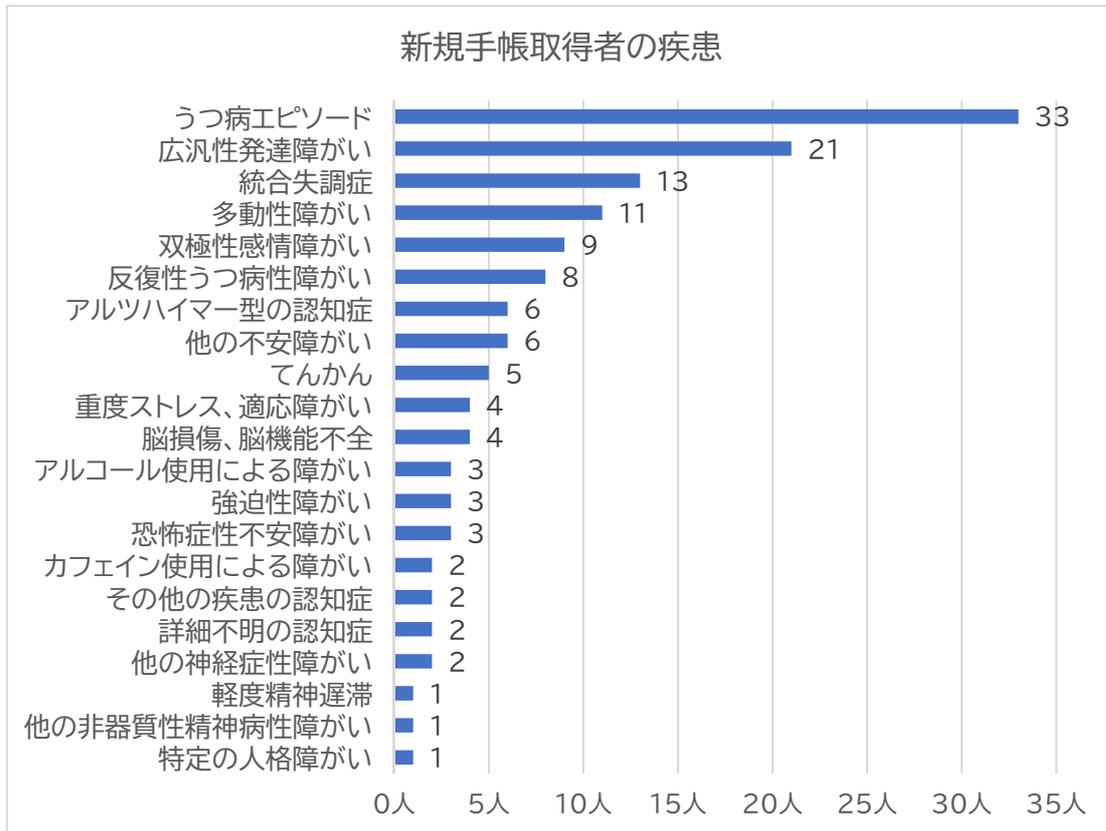
障がいの等級	平成30年	→	令和5年	30→5年伸び率
1級(身のまわりのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度のもの)	101	→	136	34.7%
2級(日常生活もしくは社会生活が著しい制限を受けるか、又は著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	427	→	561	31.4%
3級(日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又制限を加えることを必要とする程度のもの)	103	→	156	51.5%
合計	631	→	853	35.2%

出典:担当課資料(各年4月1日現在)

精神障害者保健福祉手帳の新規取得者(令和3年5月～令和5年6月実績)の状況を見ると、疾患は「うつ病エピソード」が最も多く、次いで「広汎性発達障がい」、「統合失調症」、「多動性障がい」と続いています。

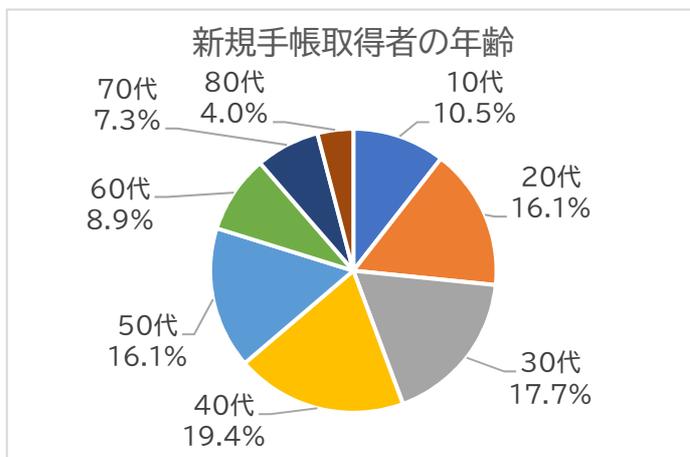
新規手帳取得者の年齢区分を見ると、40代が19.4%、30代が17.7%、20代と50代がいずれも16.1%となっています。

図表 13 新規手帳取得者の疾患



出典:担当課資料(令和3年5月～令和5年6月実績)

図表 14 新規手帳取得者の年齢



出典:担当課資料(令和3年5月～令和5年6月実績)

2 障害者自立支援給付及び児童通所支援給付の受給者数

障害者自立支援給付(障害福祉サービス)及び児童通所支援の給付を受給した人は、令和5年度実績で合計 862 人となっています。内訳は、知的障がい者が 278 人と最も多く、次いで発達支援の必要な児童が 259 人と続いており、難病患者の利用は1人です。

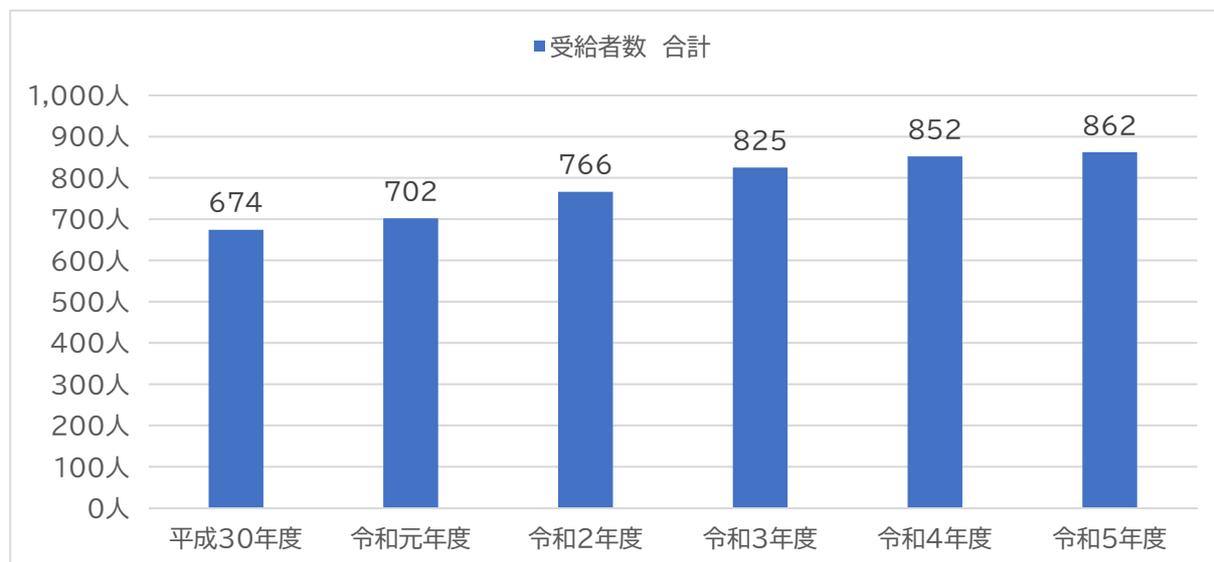
また、平成 30 年度比で精神障がい者が 170.4%増、発達支援の必要な児童が 125.7%増と高い伸びを示しています。

図表 15 障害者自立支援給付(障害福祉サービス)及び児童通所支援給付の受給者数

年	第5期			第6期			平成 30⇒ 令和 5年度 伸び率
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
身体障がい者	128	146	146	143	137	140	109.4%
知的障がい者	231	244	255	271	283	278	120.3%
精神障がい者	108	119	157	178	176	184	170.4%
発達支援の必要な児童	206	193	208	232	255	259	125.7%
難病患者	1	0	0	1	1	1	100.0%
受給者数 合計	674	702	766	825	852	862	127.9%

資料:担当課資料(各年度4月1日現在)

図表 16 障害者自立支援給付(障害福祉サービス)及び児童通所支援給付の受給者数



資料:担当課資料(各年度4月1日現在)

3 前期計画の評価

第6期障害福祉計画・第2期障害児等福祉計画の令和5年度目標値の進捗状況や障害福祉サービス等の計画見込量に対する実績などを把握し、第6期の実績を評価します。

(1)第6期障害福祉計画成果目標の進捗状況

第6期障害福祉計画は、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5年度の成果目標として、4つの事項に関する目標値(成果目標)を設定しています。

なお、第6期計画で掲げた目標と実績は次のとおりです。

【目標1】 福祉施設の入所者(児) の地域生活への移行

福祉施設の入所者数については、令和元年度末時点の施設入所者数から2人の減少を見込むとともに、令和5年度末までの地域生活への移行数について6人の目標値を設定しました。

令和5年度現在、施設入所者数は78人となっており、令和元年度末時点から8人減少(9.3%減)で、目標値を大幅に上回っていますが、地域移行実績は0人であり、入所者数の減少は死亡や入院によるものとなっています。

【令和5年度現在の実績】

事 項	数 値			備 考
施設入所者数 令和元年度末時点	86	人	(A)	※施設入所支援の利用者数
目標年度入所者数	84	人		令和5年度末の見込み
令和5年度末入所者数	78	人	(B)	令和5年度実績
【目標値】 増減見込み	2	人		
【実績値】 令和5年度現在までの削減 実績	8	人	削減率 (9.3%)	(B)－(A)の値
【目標値】 地域移行目標値	6	人		令和5年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す方の数の合計
【実績値】 令和5年度現在までの地域 移行実績	0	人	移行率 (0.0%)	令和5年度末までに施設入所からグループホーム等へ地域移行した方の数の合計

目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均など、次の目標値を設定しました。

【令和5年度現在の実績】

事項	目標値	実績値※	考え方	
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	326.1日(令和元年度)	令和5年度 未	
精神病床の1年以上入院患者数	65歳以上	25人		51人(令和4年度)
	65歳未満	26人		37人(令和4年度)
精神病床における早期退院率	入院後3か月時点	69.0%	68.5%(令和元年度)	令和5年度
	入院後6か月時点	86.0%	84.6%(令和元年度)	
	入院後1年時点	92.0%	91.1%(令和元年度)	

※愛知県が把握している県全体の実績(精神病床の1年以上入院患者数のみ、県全体の人数から、慢性期入院患者数の人数比で本市分を算出した人数)

目標3 地域生活支援拠点等の整備

本市は、障がい者の居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する観点から、地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標値を設定しました。

令和5年度実績は、必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)の充実に向けて、年2回運用状況を検証、検討しています。

【令和5年度現在の実績】

事項	目標値	令和5年度実績
地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討	年1回以上	年2回

目標4 福祉施設から一般就労への移行

ア 一般就労への移行者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、令和5年度中の一般就労移行者数を令和元年度の年間一般就労移行者数の1.4倍にあたる18人の目標値を設定しました。

年間一般就労移行者数は、令和4年度は15人となっており、目標の1.2倍となっています。内訳は、就労移行支援事業から8人、就労継続支援A型から4人、就労継続支援B型から3人となっています。

【令和4年度現在の実績】

事項	数値			備考
令和元年度の年間一般就労移行者数	13	人		令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値】 目標年度における年間一般就労移行者数	18	人	(1.4倍)	令和5年度中において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
【実績値】 令和4年度における年間一般就労移行者数	15	人	(1.2倍)	令和4年度中において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
就労移行支援事業	8	人	(1.3倍)	
就労継続支援A型	4	人	(1.0倍)	
就労継続支援B型	3	人	(1.0倍)	

イ 就労定着支援事業の利用者数

本市は、一般就労への定着を重視する観点から、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する目標値を設定しました。

令和4年度実績は、87.5%となっており、目標を上回る実績となっています。

【令和4年度現在の実績】

事項	目標値	令和4年度実績
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合	70%以上	87.5%

ウ 職場定着率が8割以上の就労定着支援事業所数

本市は、一般就労への定着を重視する観点から、2か所の就労定着支援事業所のいずれも職場定着率が8割以上とする目標値(100%)を設定しました。

令和4年度実績は、100%となっており、目標値を達成しています。

【令和4年度現在の実績】

事項	目標値	令和4年度実績
就労定着率8割以上の事業所の割合	100%	100%

目標5 相談支援体制の充実・強化等

本市は、基幹相談支援センター「蒲都市障がい者支援センター」を中心に、相談支援体制の充実・強化等に関する次の目標値を設定しました。

令和5年度現在、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施しているほか、年1回以上、各相談支援事業所へ訪問し、専門的な指導・助言、人材育成の支援、連携強化を図っています。

【令和5年度現在の実績】

事項	目標値	令和5年度実績	備考
総合的・専門的な相談支援	実施	実施	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施
地域の相談支援体制の強化	年1回 専門的な指導・助言を実施等	・年1回以上 各相談支援事業所へ訪問 ・月1回基幹相談支援センター会議の開催	地域の相談支援事業者に対する訪問及び基幹相談支援センター会議を開催し、専門的な指導・助言、人材育成の支援、連携強化を実施

目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本市は、今後も基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」による、市内事業所への訪問指導を含め、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する次の目標値を設定しました。

令和5年度現在、障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用しています。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、分析等は実施していますが、事業所や関係自治体等との共有には至っていません。

【令和5年度現在の実績】

項目	目標	令和5年度実績	考え方
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	市職員の参加	参加	愛知県や愛知県障害者相談支援整備事業・地域アドバイザーが実施する障がい福祉サービス等に係る研修、特定非営利活動法人愛知県相談支援専門員協会が主催する研修、その他の研修に参加
	研修を年1回以上開催等	研修を年1回以上開催等	市内の福祉事業所が合同で福祉サービスに係る研修やその他研修を開催
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年1回共有	分析等は実施しているが、共有していない	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有

(2)第2期障害児等福祉計画成果目標の進捗状況

第2期障害児等福祉計画は、児童の健やかな育成のために、令和5年度の成果目標として、3つの事項に関する目標を設定しています。

なお、第2期計画で掲げた目標と実績は次のとおりです。

【令和5年度現在の実績】

	目標	令和5年度実績
目標1 児童発達支援等の提供体制の整備等	「蒲郡市児童発達支援センター（にこりん）」を中核として、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」等を通じて関係機関の連携強化を図りつつ、就学後の療育を担う放課後等デイサービス事業所の適正配置など、重層的な地域支援体制のさらなる充実を進めます。	稼働している児童発達支援事業所が5か所となり、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」での情報共有だけでなく、子育て世代包括支援センターが主催する母子保健推進会議でサービス利用に関する情報交換を各事業所代表と毎月実施。
目標2 医療的ニーズへの対応	医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」等を通じて、医療的ケアの関係者や関係機関との連携強化を図りつつ、医療的ニーズへの対応のさらなる充実を進めます。	医療的ケア児コーディネーター同士の連携を「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」を通じて実施しています。 具体の支援ケースの検討ではなく、本市の現状の課題共有を図っています。
目標3 子ども・子育て支援等の提供体制の整備	障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図ります。	市内の保育所や認定こども園において、職員の加配により、発達支援を必要とする児童の入所・入園体制を整えており、令和5年度の加配対応児童数は市全体で78人となっています。 また、児童クラブは特別支援学級在籍児も利用しており、令和5年度実績は31人となっています。

(3)障害福祉サービスの利用実績

ア 訪問系サービスの計画見込量及び実績

訪問系サービスの令和5年度の利用実績(見込み)は、居宅介護は実利用者数、時間数のいずれも計画目標を下回っているほか、重度訪問介護は実利用者数が計画目標を下回っている一方、時間数は計画目標を上回る実績となっています。

また、同行援護は実利用者数が計画目標を上回る実績となっています。

図表 17 訪問系サービスの計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
居宅介護	実利用者数/月	80	75	71	98	72.4%
	時間数/月	955	1,007	914	1,002	91.2%
	市内事業所数	3	3	3	3	100.0%
重度訪問介護	実利用者数/月	3	3	4	7	57.1%
	時間数/月	697	1,610	1,772	1,260	140.6%
	市内事業所数	3	3	3	3	100.0%
同行援護	実利用者数/月	5	9	7	5	140.0%
	時間数/月	12	63	49	20	245.0%
	市内事業所数	1	1	1	2	50.0%

※令和5年度の実績は見込み

イ 日中活動系サービスの計画見込量及び実績

日中活動系サービスの令和5年度の利用実績(見込み)は、就労継続支援(A型)が実利用者数、人日のいずれも第6期計画目標を上回る実績となっている一方、生活介護や就労定着支援は第6期計画目標を下回る実績となっています。

図表 18 日中活動系サービスの計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
生活介護	実利用者数/月	226	226	229	261	87.7%
	人日/月	4,640	4,700	4,591	5,109	89.9%
	市内事業所数	5	5	5	5	100.0%
自立訓練(機能 訓練)	実利用者数/月	0	0	0	0	—
	人日/月	0	0	0	0	—
	市内事業所数	0	0	0	0	—
自立訓練(生活 訓練)	実利用者数/月	0	2	2	2	100.0%
	人日/月	0	46	36	44	81.8%
	市内事業所数	0	0	0	0	—
就労移行支援	実利用者数/月	20	22	18	18	100.0%
	人日/月	388	358	385	343	112.2%
	市内事業所数	4	4	4	4	100.0%
就労継続支援 (A型)	実利用者数/月	20	15	25	20	125.0%
	人日/月	399	332	427	356	119.9%
	市内事業所数	2	2	2	2	100.0%
就労継続支援 (B型)	実利用者数/月	153	161	166	174	95.4%
	人日/月	2,636	2,774	2,641	2,925	90.3%
	市内事業所数	10	10	10	8	125.0%
就労定着支援	実利用者数/月	6	7	7	13	53.8%
	人日/月	6	7	7	13	53.8%
	市内事業所数	2	2	2	2	100.0%
療養介護	実利用者数/月	12	10	10	13	76.9%
	市内事業所数	0	0	0	0	—
短期入所(福祉 型)	実利用者数/月	43	47	43	42	102.4%
	人日/月	178	188	170	204	83.3%
	市内事業所数	2	4	4	3	133.3%
短期入所(医療 型)	実利用者数/月	1	0	2	1	200.0%
	人日/月	3	0	7	3	233.3%
	市内事業所数	0	0	0	0	—

※令和5年度の実績は見込み

ウ 居住系サービスの計画見込量及び実績

居住系サービスの令和5年度の利用実績(見込み)は、共同生活援助(グループホーム)が実利用者数、市内事業所数のいずれも計画目標を上回っている一方、自立生活援助は実利用者数が大幅に下回る実績であるほか、施設入所支援も計画目標を下回る実績となっています。

地域生活支援拠点等(蒲都市安心生活支援事業)は面的整備のため、設置箇所数は1か所となっています。

図表 19 居住系サービスの計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対する 実績の割合
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
自立生活援助	実利用者数/月	1	1	2	11	18.2%
	市内事業所数	1	1	1	1	100.0%
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数/月	89	91	97	92	105.4%
	市内事業所数	9	10	10	7	142.9%
施設入所支援	実利用者数/月	82	79	78	84	92.9%
	市内事業所数	1	1	1	1	100.0%
地域生活支援拠点等	設置箇所数	1	1	1	1	100.0%
	地域生活支援拠点等 が有する機能の充実 に向けた検証及び検 討の実施回数/年	2	2	2	1	200.0%

※令和5年度の実績は見込み

エ 計画相談支援及び地域移行支援・地域定着支援の計画見込量及び実績

計画相談支援の令和5年度の利用実績(見込み)は、実利用者数が第6期計画目標を下回っており、地域移行支援も大幅に下回る実績となっています。

図表 20 計画相談支援及び地域移行・地域定着支援の計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対する 実績の 割合
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
計画相談支援※	実利用者数/月	171	163	154	189	81.5%
	市内事業所数	9	9	9	9	100.0%
地域移行支援	実利用者数/月	2	7	3	13	23.1%
	市内事業所数	4	4	4	4	100.0%
地域定着支援	実利用者数/月	15	14	14	13	107.7%
	市内事業所数	4	4	4	4	100.0%

※計画相談支援の実利用者数は、サービスの支給決定時又は変更時の計画作成とともに、計画作成後のモニタリング(毎月1回～年1回)の利用者を含む

※令和5年度の実績は見込み

図表 21 相談支援専門員の計画見込量に対する実績

種別		実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
相談支援専門員	人	18	20	20	18	111.1%

※令和5年度の実績は見込み

(4)相談支援体制の充実・強化のための取組状況

地域の相談機関との連携強化については、令和5年度より、相談支援専門員は基幹相談支援センター会議で毎月実施しています。

また、障害福祉部門も含めた生活困窮、こども・子育て、介護福祉部門の相談機関との連携については、福祉総合相談室会議を毎月実施しています。

さらに、相談支援事業所への指導や助言とともに、人材育成については毎月の基幹相談支援センター会議で行う他、個別のケース対応に基幹相談支援センターの職員や福祉課職員が同行訪問するなど都度、相談があれば対応しています。

図表 22 相談支援体制の充実・強化のための取組状況

項目		実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 件/年	毎月開催している基幹相談支援センター及び、都度基幹相談支援センターに相談がある内容で対応			14	—
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 件/年				10	—
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(R4年度より福祉総合相談室会議) 回/年	12	12	12	18	66.7%

※令和5年度の実績は見込み

(5)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の取組状況

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための取組は、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数」や「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数」などで第6期計画目標と概ね同水準となっています。

また、精神障害者の共同生活援助は、第6期計画目標を上回っている一方、精神障害者の自立生活援助は大幅に下回る実績となっています。

図表 23 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の取組状況

項目		実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	2	2	2	2	100.0%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健関係者 人/年	1	1	1	2	108.3%
	精神科医療関係者 人/年	1	1	2	2	
	その他医療関係者 人/年	1	1	1	2	
	福祉関係者 人/年	5	5	5	2	
	介護関係者 人/年	3	3	4	2	
	当事者及び家族 人/年	0	0	0	2	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	2	2	2	1	200.0%
精神障害者の地域移行支援	実利用者数/月	8	8	3	13	23.1%
精神障害者の地域定着支援	実利用者数/月	12	13	10	13	76.9%
精神障害者の自立生活援助	実利用者数/月	2	1	2	11	18.2%
精神障害者の共同生活援助	実利用者数/月	28	35	31	19	163.2%

※令和5年度の実績は見込み

(6)発達障がい者等に対する支援の取組状況

発達障がい者等に対する支援の充実に向けた取組は、第6期計画目標を上回る実績となっています。

図表 24 発達障がい者等に対する支援の取組状況

項目		実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
ペアレントトレー ニングやペアレントプ ログラム等の支援 プログラム等の受 講者数	受講者数/年	23	35	36	10	360.0%

※令和5年度の実績は見込み

(7)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組状況

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組について、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用は、いずれの取組も第6期計画目標のとおり実施した一方、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有は未実施となっています。

図表 25 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組状況

項目		実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
障害福祉サー ビス等に係る 各種研修の活 用	都道府県が実施する 障害福祉サービス等 に係る研修その他の 研修への市町村職員 の参加人数 人/年	5	5	5	5	100.0%
	市内の福祉事業所が 合同で福祉サービス に係る研修やその他 研修の開催回数 回/年	2	2	2	2	100.0%

項目	実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度		
障害者自立支 援審査支払等 システムによ る審査結果の 共有	障害者自立支援審査 支払等システム等に よる審査結果を分析 してその結果を活用 し、事業所や関係自治 体等と共有する体制 の有無	無	無	無	有	0.0%
	障害者自立支援審査 支払等システム等に よる審査結果を分析 してその結果を活用 し、事業所や関係自治 体等と共有する体制 の実施回数 回/年	0	0	0	1	0.0%

※令和5年度の実績は見込み

(8)地域生活支援事業の計画見込量に対する実績

令和5年度の地域生活支援事業の利用実績は、次のとおりです。

図表 26 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績

事業種別	実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度			
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	100.0%	
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	100.0%	
相談支援 事業	障害者児相談支援事 業	実施か所数	9	9	11	11	100.0%
	基幹相談支援 センター	設置有無	有	有	有	有	100.0%
	基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	100.0%
	住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	有	0.0%
	地域自立支援協議会	実施か所数	1	1	1	1	100.0%
成年後見制度利用支援事業	実利用者数/年	0	0	0	1	0.0%	
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	100.0%	

事業種別			実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
意思疎通 支援事業	手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	実利用者数/年	14	15	13	9	144.4%
	手話通訳者設置事業	実設置者数/年	1	1	1	1	100.0%
日常生活 用具給付 等事業	介護・訓練支援用具	給付件数/年	6	6	6	7	85.7%
	自立生活支援用具	給付件数/年	4	10	9	15	60.0%
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	14	26	17	13	130.8%
	情報・意思疎通支援用 具	給付件数/年	6	15	11	18	61.1%
	排泄管理支援用具	給付件数/年	607	572	612	788	77.7%
	居宅生活動作補助用 具	給付件数/年	1	3	2	2	100.0%
手話等奉仕員養成研修事業		実養成講習修了 者数/年	8	9	10	15	66.7%
移動支援事業		実利用者数/月	9	7	10	8	125.0%
		利用時間数/月	39	28	37	31	119.4%
地域活動 支援センタ ー事業	市内施設利用分	実施か所数	1	1	1	1	100.0%
		実利用者数/月	25	31	26	20	130.0%
	他市町施設利用分	実施か所数	1	1	1	3	33.3%
		実利用者数/月	2	1	1	3	33.3%
福祉ホーム事業		実施か所数	2	2	2	2	100.0%
訪問入浴サービス事業		実施か所数	3	3	3	3	100.0%
		実利用者数/月	5	5	4	5	80.0%
日中一時支援事業		実施か所数	9	7	7	17	41.2%
		実利用者数/月	32	27	28	53	52.8%
点字・声の広報等発行事業		発行回数/年	12	12	12	12	100.0%
自動車運転免許取得・改造助成事業		実利用者数/年	5	8	6	11	54.5%

※令和5年度の実績は見込み

(9) 児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の利用実績

ア 児童発達支援等の計画見込量及び実績

児童発達支援と放課後等デイサービスは、令和5年度の実利用者数が概ね第6期計画目標のとおりとなっており、放課後等デイサービスは、年々利用者数が増加し、併せて市内事業所数も増加しています。

また、児童相談支援の実利用者数は、第6期計画目標を上回る実績となっています。

さらに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、令和5年度現在で7人が配置されており、第6期計画目標を上回る実績となっています。

図表 27 児童発達支援等の計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
児童発達支援※	実利用者数/月	100	106	98	100	98.0%
	人日/月	710	765	714	824	86.7%
	市内事業所数	5	6	7	4	175.0%
医療型児童発達 支援※	実利用者数/月	1	1	0	0	—
	人日/月	5	6	0	0	—
	市内事業所数	0	0	0	0	—
放課後等デイサ ービス	実利用者数/月	115	125	140	139	100.7%
	人日/月	1,300	1,402	1,580	1,755	90.0%
	市内事業所数	5	7	8	6	133.3%
保育所等訪問支 援	実利用者数/月	1	2	2	5	40.0%
	人日/月	2	3	3	5	60.0%
	市内事業所数	1	1	1	1	100.0%
居宅訪問型児童 発達支援	実利用者数/月	0	0	0	0	—
	人日/月	0	0	0	0	—
	市内事業所数	0	0	0	0	—
児童相談支援	実利用者数/月	55	59	75	66	113.6%
	市内事業所数	8	8	8	8	100.0%
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ター	配置人数	6	7	7	6	116.7%

※令和5年度の実績は見込み

※児童発達支援と医療型児童発達支援は、令和6年4月より児童発達支援として一元化

イ 子ども・子育て支援等の計画見込量及び実績

保育所や認定こども園における令和5年度の加配対応児童数は、第6期計画目標を上回った一方、放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における特別支援学級在籍児童の利用は、計画目標を大幅に下回る実績となっています。

図表 28 子ども・子育て支援等の計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第6期 計画目標	令和5年度 目標値に対 する実績の 割合
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度	
保育所・認定こども園	加配対応児童数 人/年	71	75	75	66	113.6%
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	特別支援学級在籍 児童数 人/年	36	30	31	77	40.3%

※令和5年度の実績は見込み

第3章 計画対象者の意見・ニーズと計画課題

1 アンケート調査結果の概要

アンケート調査は、「蒲郡市第4次障害者計画」の策定にあたり、令和4年度に実施したものです。

本計画では、アンケート調査で把握した発達支援や相談支援、障害福祉サービス等に関する意見やニーズについて、策定の基礎資料とします。

図表 29 アンケート調査の概要

種類	調査対象	調査方法	調査時期
手帳所持者等調査	<ul style="list-style-type: none">● 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者● 児童（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業利用者等）● 難病患者 合計 2,000 人	郵送法	令和4年 10 月 24 日から 11 月 10 日

図表 30 アンケート調査の回収結果

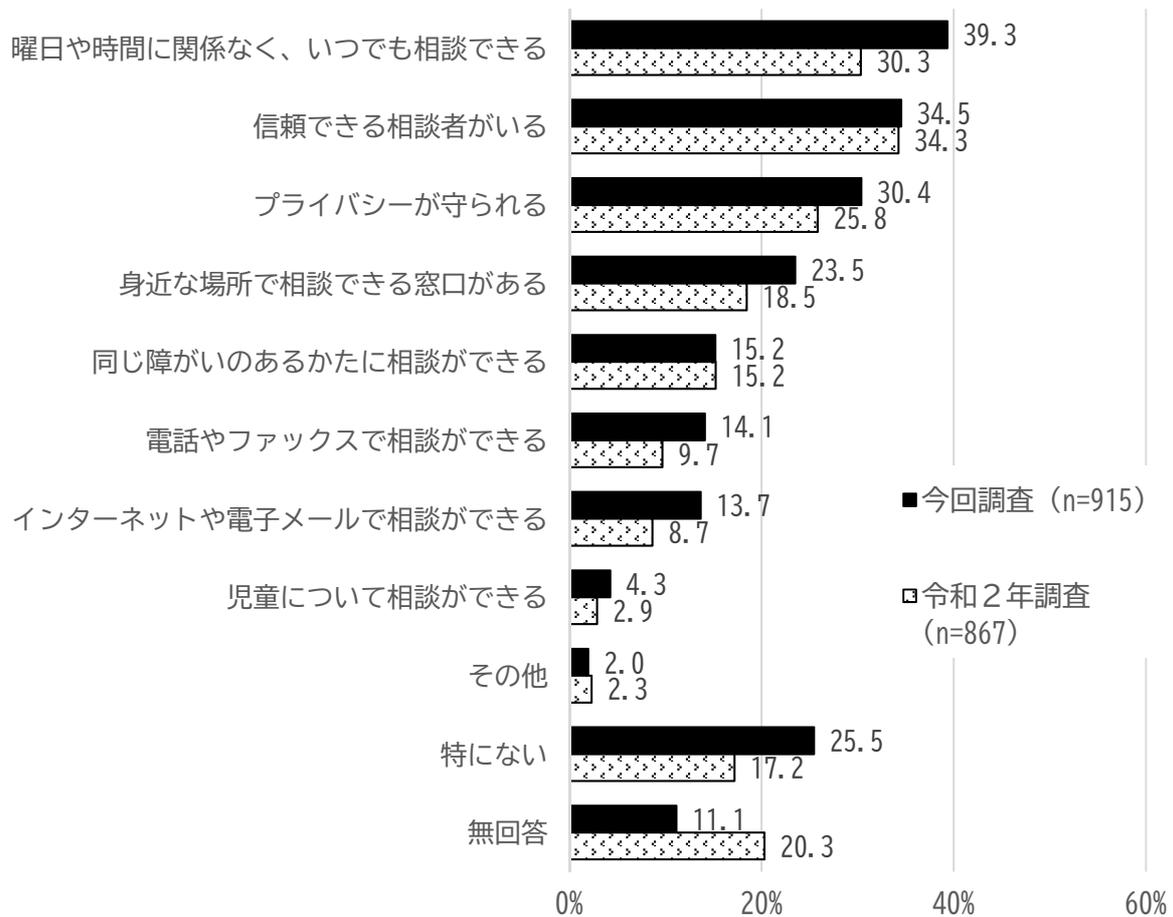
種類	回収数	有効回収数※	有効回収率	備考
手帳所持者等調査	932	915	45.8%	令和2年度に実施した前回調査の有効回収率 43.4%

※回答不可による白票17を除いた数

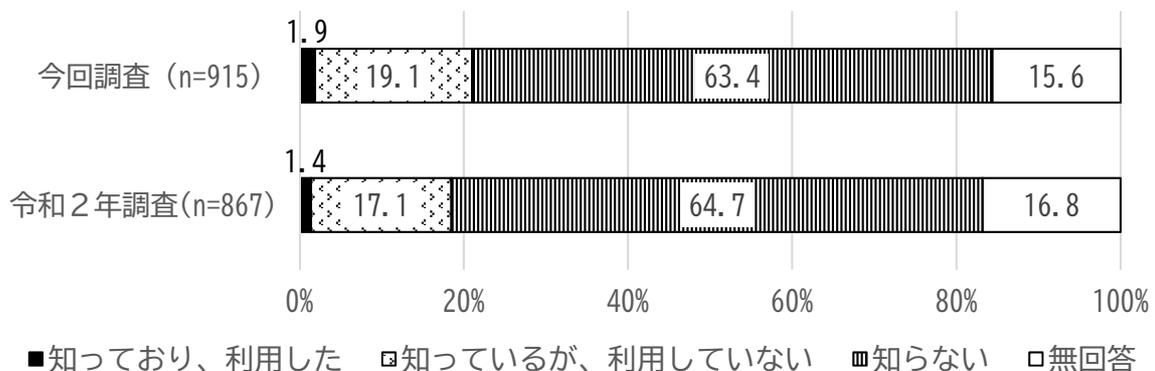
2 アンケート調査結果の要旨

(1) 相談支援等について

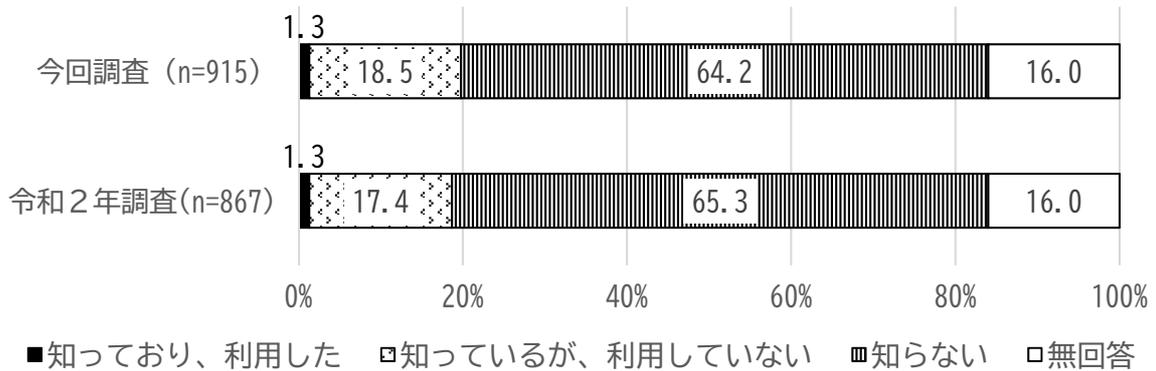
ア 市内の相談窓口について、相談しやすい体制をつくるために、必要だと思うことについて...(単一回答)



イ 蒲郡市虐待防止センター(浜町福祉センター内)について...(単一回答)

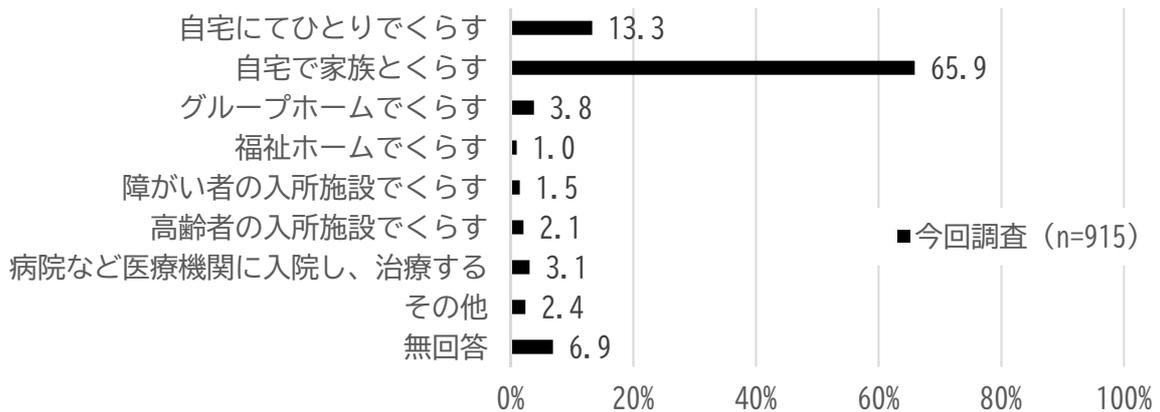


ウ 蒲都市福祉課が虐待の通報・届けての受理、相談等の窓口であることについて...(単一回答)

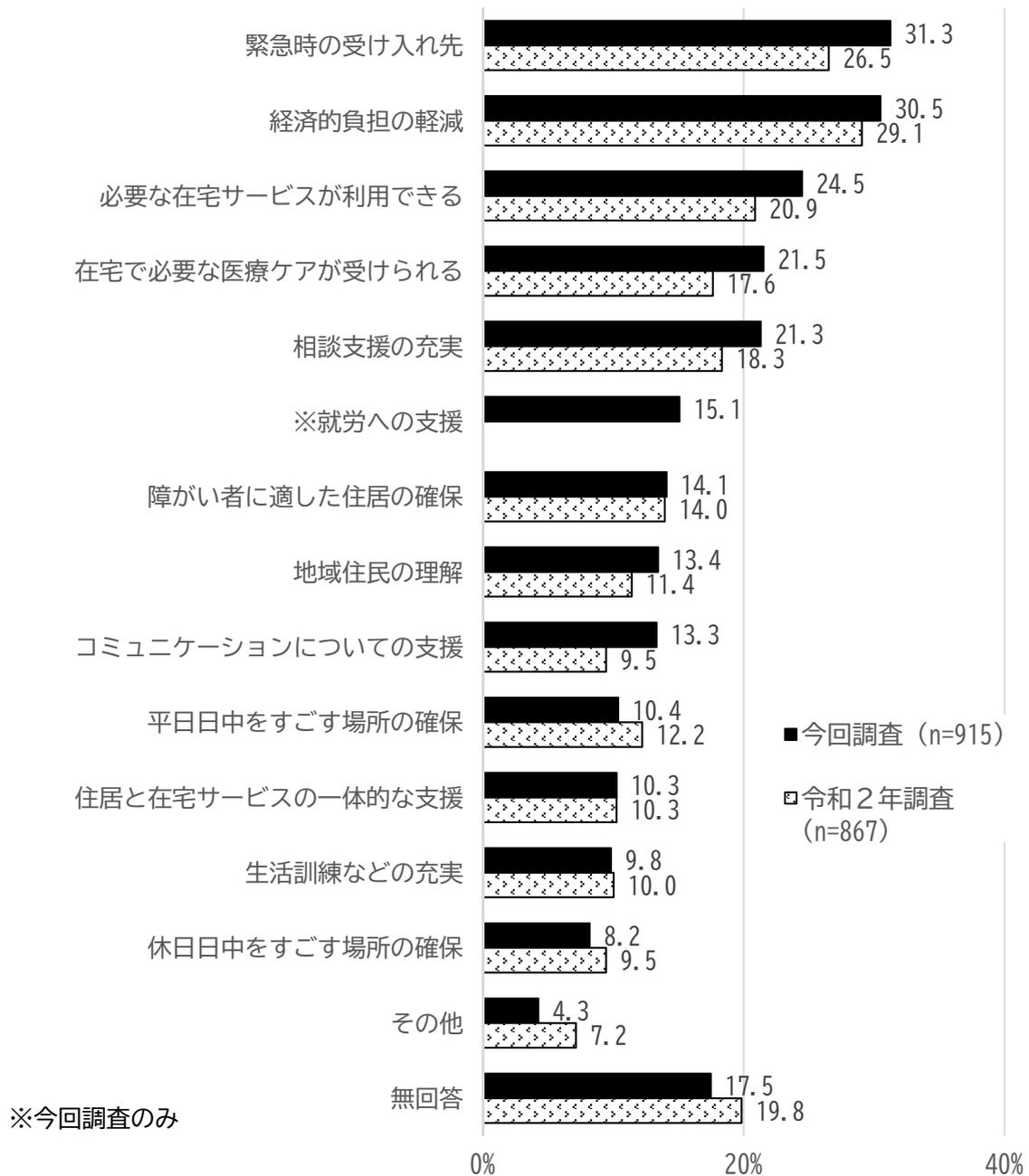


(2) 今後の暮らし方の希望と必要な支援

ア 今後3年以内の暮らし方の希望...(単一回答)



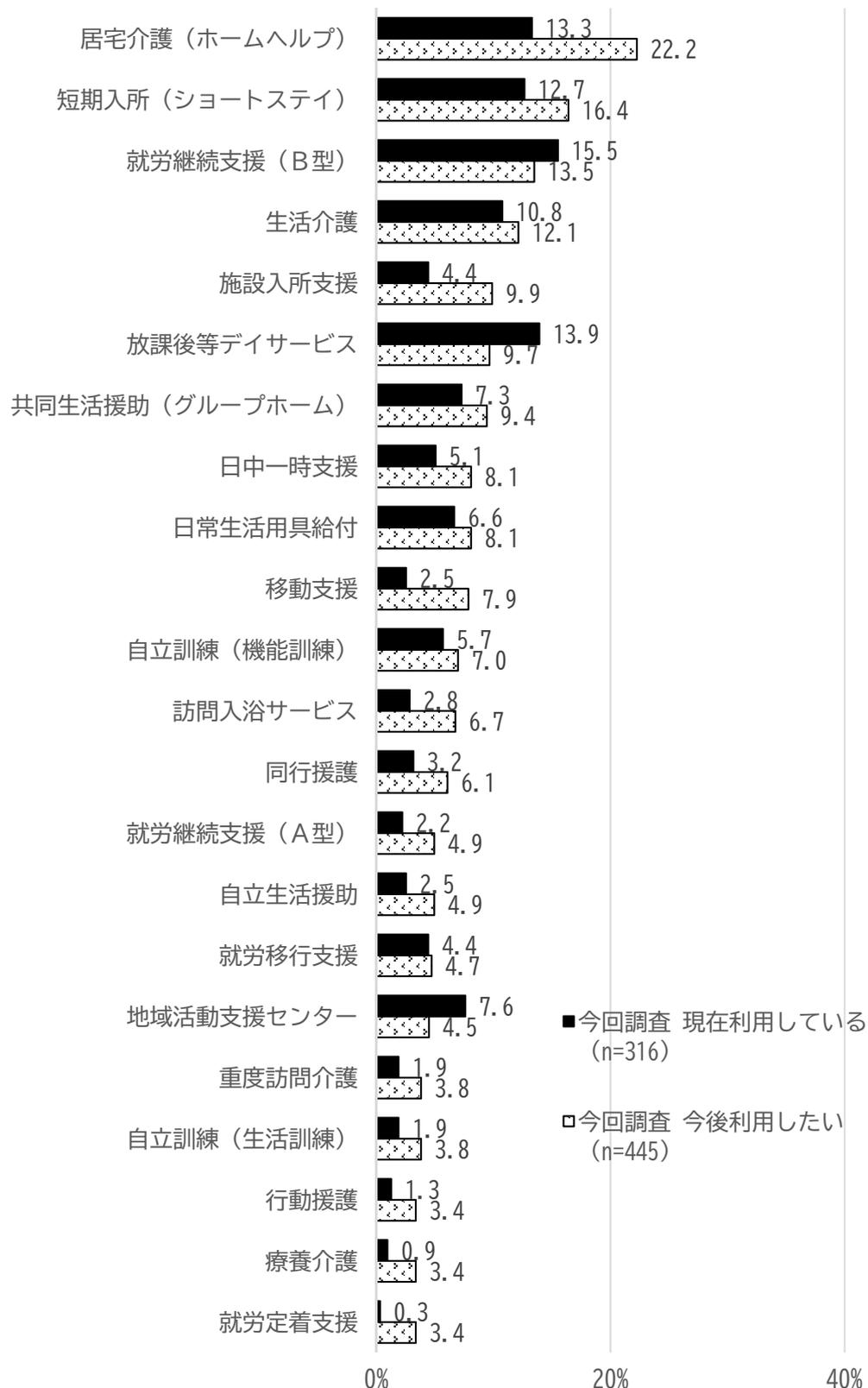
イ 自宅や地域で生活するために必要な支援...(複数回答)



(3)福祉サービスについて

ア 現在、利用している福祉サービスなど...(複数回答)

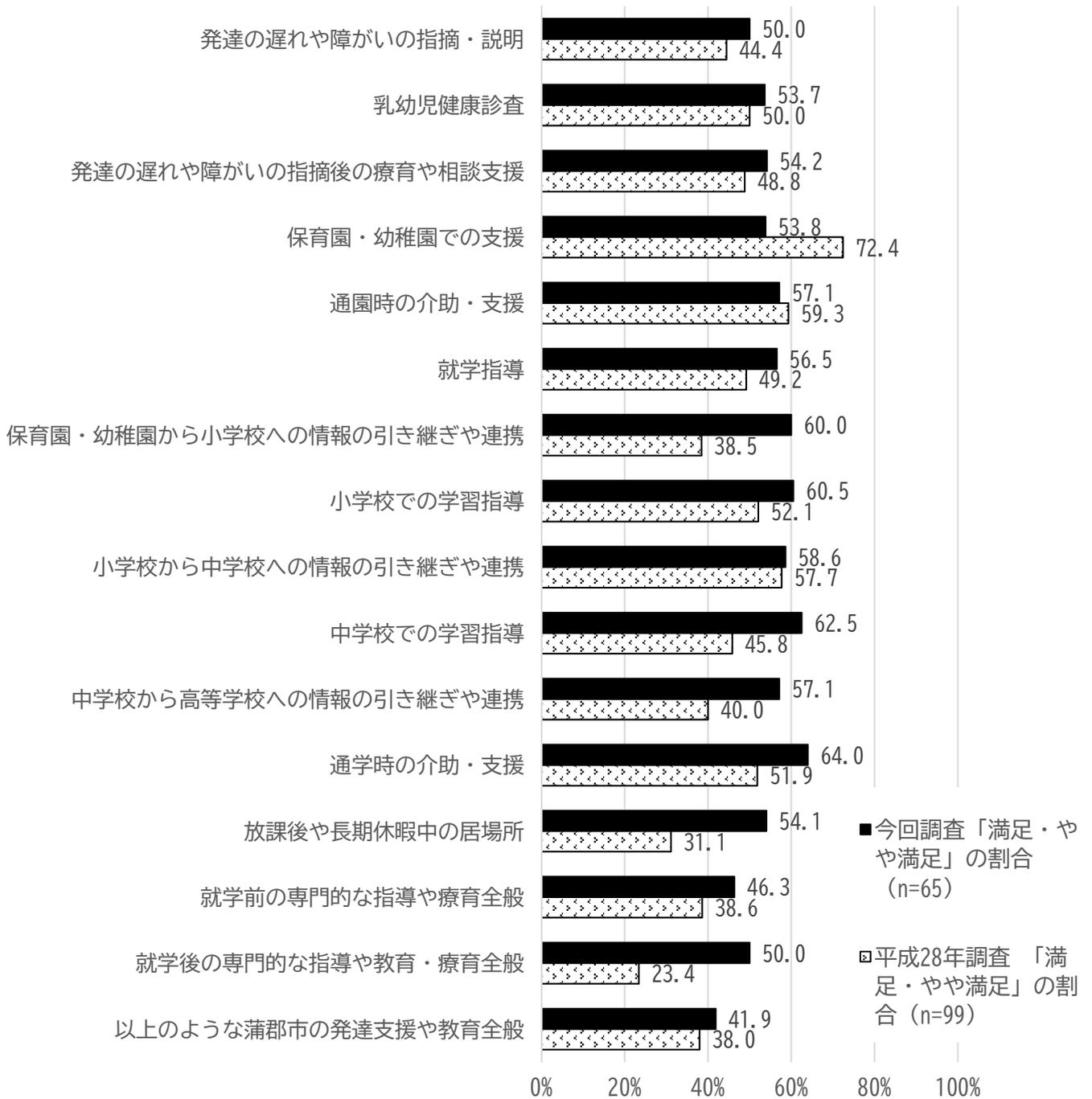
イ 今後3年以内に利用したい福祉サービスなど...(複数回答)



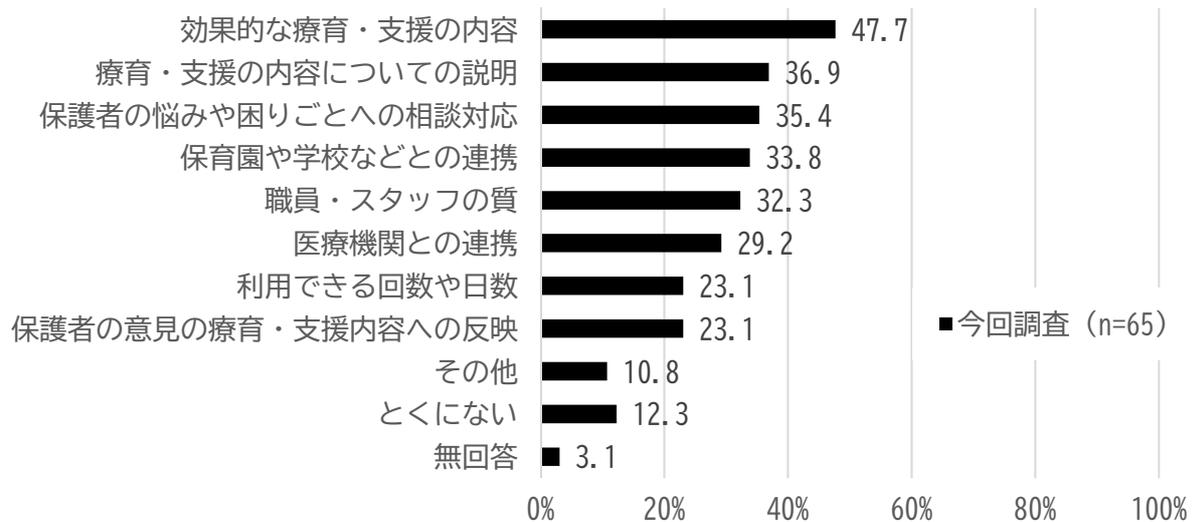
※今後3年以内に利用したい福祉サービスなど上位 20 のみグラフに掲載

(4)発達支援について

ア 蒲郡市の発達支援の満足度...(単一回答)

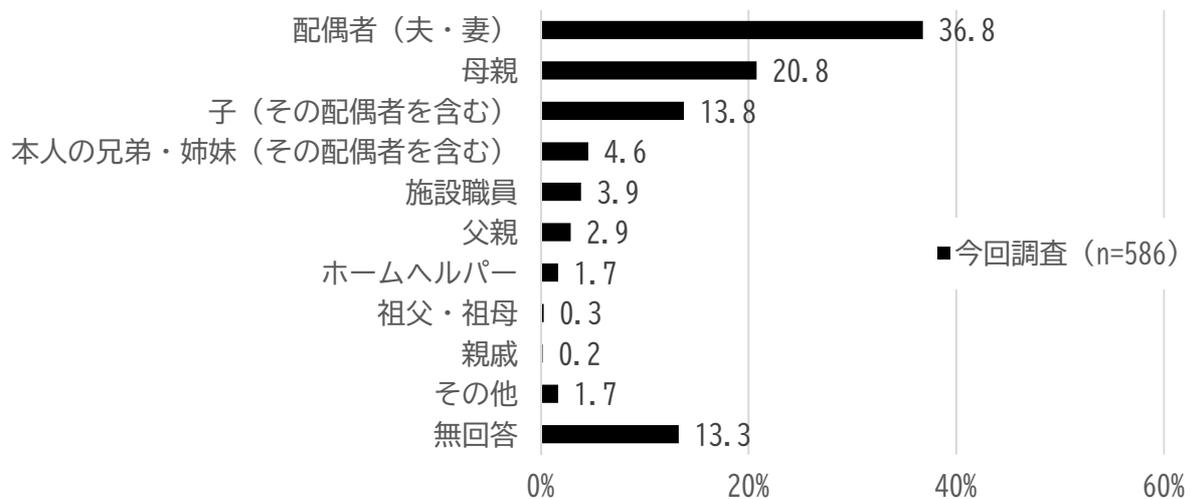


イ 蒲郡市の発達支援について、さらに充実してほしいこと...(複数回答)

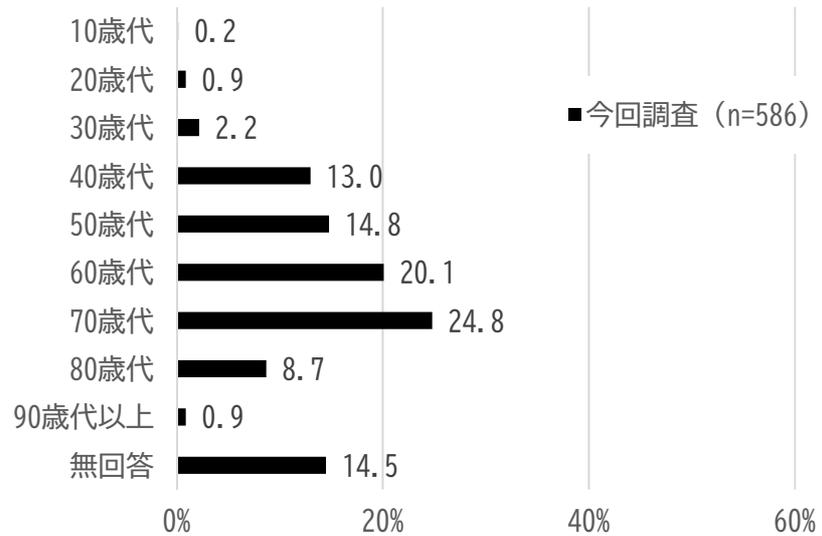


(5) 主な介助者について

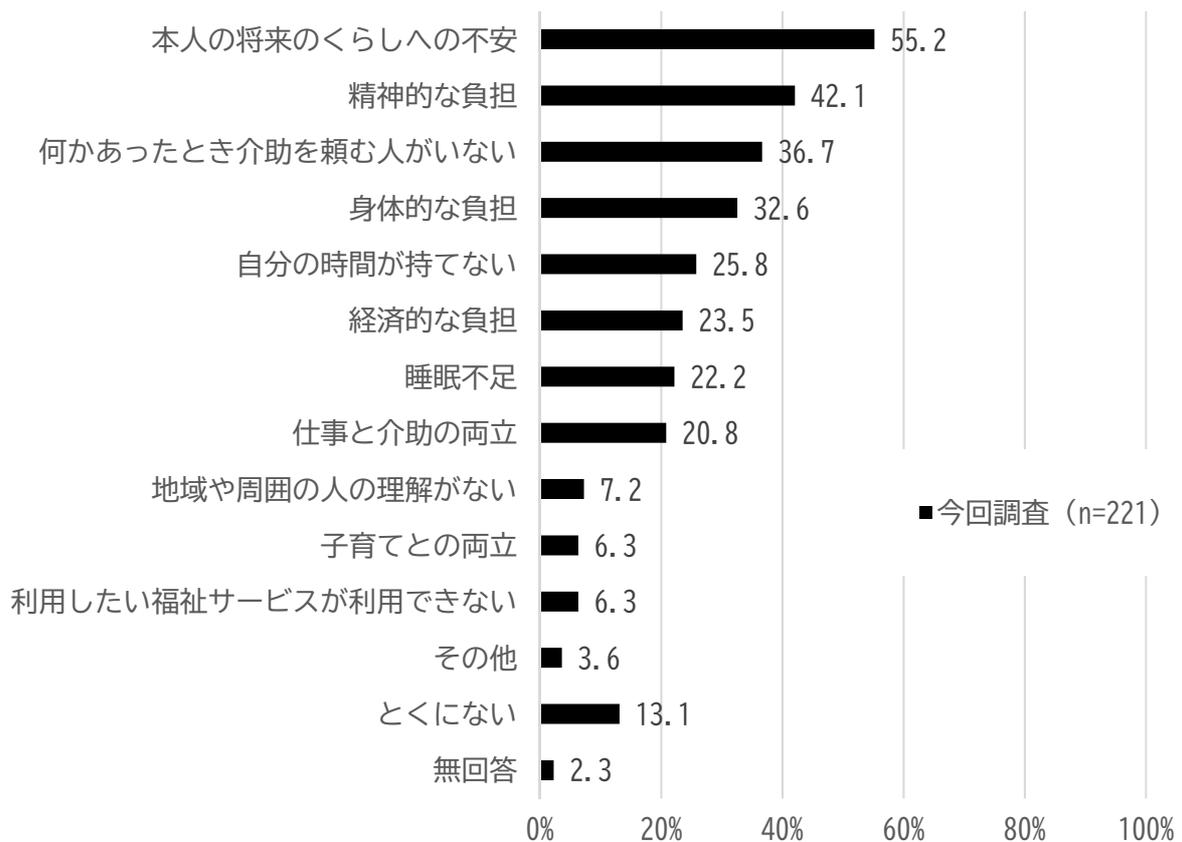
ア 主な介助者...(単一回答)



イ 介護者の年齢...(単一回答)



ウ 介護者の悩みや不安...(複数回答)



3 インタビュー調査結果の概要

インタビュー調査は、「蒲郡市第4次障害者計画」の策定にあたり、令和4年度に実施したものです。

調査は障がい者団体や障がい者福祉関連施設・事業所の代表者などを対象に、調査用紙により、計画の成果目標等に関する現状や課題、提案等を把握した上で、インタビュー調査当日は、グループインタビュー形式で調査を実施し、提案等の補足説明や出席者間での意見交換等を行いました。

図表 31 調査の対象

区分	対象	
①社会福祉法人	○ 楽笑 ○ くすの木福祉事業会 ○ はばたき	○ 太陽の家 ○ 蒲郡市社会福祉協議会
②相談支援 専門員	○ 障がい者支援センター ○ 楽翔 ○ すてっぴ	○ はばたき ○ にじ
③当事者、 親の会	○ 蒲郡市身体障害者福祉協会 ○ 蒲郡市精神障害者地域家族会 ○ 蒲郡市聴覚障害者福祉協会	○ 蒲郡市盲人福祉協会 ○ 蒲郡市手をつなぐ育成会 ○ がまごおり親の会「きぼう」
④特別支援学校	○ 愛知県立豊橋特別支援学校 ○ 愛知県立豊川特別支援学校 本校舎	○ 愛知県立豊川特別支援学校 本宮校舎 ○ 愛知県立岡崎特別支援学校
⑤庁舎内関係 部署	○ 福祉課 生活保護担当 ○ 長寿課 地域包括ケア推進室 ○ 長寿課 長寿福祉担当 ○ 蒲郡市児童発達支援センター (にこりん)	○ 蒲郡市福祉総合相談室 ○ 子育て世代包括支援センター (うみのこ)

【グループインタビュー調査の実施時期】

- 2023/2/8 ①社会福祉法人 (10:00~11:30)
- 2023/2/8 ②相談支援専門員 (13:15~14:45)
- 2023/2/8 ③当事者、親の会 (15:15~16:45)
- 2023/2/15 ④特別支援学校 (10:00~11:30)
(Web システムを使用したインタビュー)
- 2023/2/15 ⑤庁舎内関係部署 (15:30~17:00)

※各回には、蒲郡市障がい者支援センターも出席



グループインタビュー調査の様子

【主な意見・提案等】

(1)相談支援・意思決定支援等について

- 福祉総合相談室が開所し、市民が相談しやすい環境が整えられている(窓口対応だけでは困難なケースに対しても、福祉サービス利用の調整や相談支援を実施していただいているため)
- 障がい者本人が必要な情報を取得できているかについては課題あり(窓口で相談に来た方には案内できていると思うが)
- いつでも相談できるようなオンライン相談の充実も必要
- 外国籍の方のニーズが正確につかめているのか不明であったり、アセスメントを深掘しにくい場面があり、通訳の手配などできると良い(知り合いの日本語が解る方を頼ったり、アプリを使ったりもしているが)
- 24時間相談できる場所(又は体制)をどのように確立するかが課題
- 相談支援従事者の質・人数を充実し、信頼できる相談者が身近にいる体制づくり
- 市民後見人の充実など、意思決定の支援者の増加
- 手話や要約筆記、広報紙等の音訳・点訳の人材が不足しており、定期的に養成講座を実施し人材を増やしていきたい
- 相談支援の情報を集約し、関係機関と情報共有する仕組みづくり(当事者からいろいろなことを聞ける体制づくりをし、情報を集約して、関係機関へどうやって伝えていくのかを考えていく必要がある)
- 相談支援体制では、困難事例などは市も積極的に関わり、共に支援する体制を作ってほしい
- 相談員一人が担当する利用者の数が多すぎる(日常の支援の中で丁寧にご本人の意思の確認等を行っていくには)
- 意思決定支援のコーディネーターなどの配置が必要になってくる(意思決定支援を本格的に実施するためには)
- すべての相談支援専門員が本人の意思決定支援に関われるよう、質的に、量的に充実できるような体制をつくっていく必要がある(本人が意思決定を支援しようとするときには、判断・決断しなければならないその時だけではなく、日ごろから本人が選択できるような環境や関わりが必要。本人の意思を丁寧に確認していくのにも多くの時間が必要。基幹センター会議等で相談支援専門員のスキルアップを図っているが、計画作成などで時間的に余裕がないこともある)
- 相談員の人材育成と増員
- 自分と合う相談員を選べるシステム(セカンドオピニオンの設定等)を考えてほしい
- 相談事例の経過の共有(相談した事例が再び起こらないよう、どのように改善したかを相談者や支援者に明確に伝える)

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 地域移行支援・地域定着支援の質を高められると良い(移行や定着の実績が乏しく、ケースの同行支援等により経験を重ねさせてほしい)
- 地域移行・地域定着推進協議会の取組を通じて、精神科病院とのつながりを強めていく活動を継続していけるとよい
- 精神科病院を退院後、自宅付近の地域の病院で受診ができるような体制づくり(退院後も病院受診を継続していくための通院負担が出てしまうことが考えられるので)
- 社会的入院の地域での受け皿の整備、医療との連携、退院後の生活支援体制の強化
- 精神障がい者の退院後支援に関するガイドラインの作成(ガイドラインを作成することにより、関係機関の役割分担を決めて理解してもらったうえで、多機関での支援を実施している自治体がある)
- 地域移行にあたり福祉サービスは利用しやすくなったが、地域の理解や協力体制も完備されると暮らしやすくなる
- 精神科病院のみでなく、入所施設からの地域移行にも取り組めるといい(現在、積極的に地域移行支援を進めているため、今の取組を継続できるといい)
- 精神科病院と高齢分野との連携を進めていく必要がある(精神科病院の中には 65 歳以上の方の入院も多数いることから)
- 市民病院の精神科に常駐の医師を配置するなど、医療の充実(市には精神科病院やクリニックが少なく、他市町に入院、通院されている方も多い)

(3)福祉サービスの質の確保と人材の確保等

- 福祉フェアを今後も継続開催してほしい(生活介護施設や就労移行支援事業所を紹介する福祉フェアを開催していただけるのはありがたい)
- 重度の肢体不自由の生徒が、特別支援学校卒業後に利用できる生活介護施設が不足。人工呼吸器を利用する人が利用できる施設が増えてほしい
- ヘルパー不足への対応として、高齢分野におけるシルバー人材センターと連携した取組(訪問型サービス)のようなものを検討してはどうか(現状ヘルパー不足で、利用者が希望する形でサービスを受けられない状況がある)
- より現場に即したサービスの質の向上につながる取組(事業所によりサービスの質、スキルの考えも多様であると思われるため、市全体としての質の向上を考えるとすると、引き続き市内事業所と共に取り組む必要がある)
- ニーズに柔軟に対応し、利用しやすいヘルパーサービスの充実、ヘルパー人材の確保と質の向上
- 障がい者とその家族を含めた支援体制の構築(親が高齢になると病気や認知症などで、子どもに今までできていた世話ができなくなり、金銭面はもちろん、健康面、生活面が不

安定になり、生活も維持できなくなってしまう)

- 市としてもヘルパー確保に力を注いでほしい(ヘルパー利用に関して、利用したくてもヘルパーが居なくて断られる事も多いので)
- 市内のグループホームの質の向上(グループホーム連絡会を積極的に実施)
- 障がいの種別に関わらず、気軽に利用できるヘルパーステーションの設立
- 質の向上については、従事者等へのフォローアップ研修の継続とともに、定期的に市が各事業所の環境や取組を確認
- 医療的ケア・行動援護を対応できる事業所・人材の充実
- 移動支援の充実

(4)発達支援・療育支援等

- 現在は療育に通うことを希望する親子が年度途中から待機状態。発達外来の受診も数か月待ちの状況(発達支援の必要な子どもが増えてきており、ニーズが高いため)
- 保護者が子どもの発達支援について気軽に相談できたり、発達に応じた療育に通うことができるようになるとうい。放課後等デイサービスも同様
- 外国人への支援の検討が必要(特に外国人が通える場が少ないため)
- 放課後等デイサービスと学校、児童発達支援センターの連携強化(課題があるケースの場合に連携が図れる場合もあるが、保護者経由の情報が主となるため、連携を図れる形を具体的に話ができるとうい)
- 目的に応じて障がい児に適切なサービスを提供できるようにしたい(現状、障がい児サービス＝放課後等デイサービスになっており、日中一時支援や移動支援等が不足している)
- 医療的ケアを必要とする子どもたちが幼少期から利用できる病院や療育の場所が不足(医療的ケアを必要としない身体障がい児を含め、放課後等デイサービスで専門的に支援が受けられる場が少ない)
- 発達支援・療育支援の実施主体の質を高める取組の強化(発達支援については、量よりも質を求められている)
- 現場の保育士が悩みを相談したり、学ぶ事ができる機会を設けてはどうか(OT、心理士、コーディネーター等の専門職が各保育園や幼稚園を定期的に巡回し、実際の児童の様子を確認したり、保育士の抱えている悩み事等を把握し、理解を深めた上で解決に向けた具体的なアドバイスをするなど)
- 福祉分野と教育分野が同様な認識を持って支援ができるとうい(障がいがあることで、障がいのない人たちとの関係から別れるような支援の体制は、今後どのようにするのか考えないとういけない)
- 蒲都市児童発達支援センター(にこりん)による保育所等訪問支援事業が十分機能(人的、質的)し、定着すれば、保育所や幼稚園における支援に対する満足度は今後向上する

のではないかと(数多くの保育園や幼稚園がある中で、どのようにくまなくカバーするのが課題。拠点となる保育園や幼稚園(又はスタッフ)を数年間かけて育成することも一つの方法)

- アンケート調査で保育園、幼稚園での支援の満足率が前回調査と比べて低下しているのは、発達障がいなどを理由に入園を断られるケースが多いからではないか
- 市内の事業所の状況把握など、児童発達支援センターが取り組んでいかななくてはならない課題が多い(障がい者支援センターや自立支援協議会こども部会と連携しながら、中核施設としての機能充実を目指したい)

(5)雇用・就業の促進

- 障がい者の雇用・就業について市の各課の理解を促し、市による企業などとのコーディネート機能の強化ができることよい(蒲郡市では農福連携などに取り組んでおり、さらに各課の協力により、障がい者の仕事の幅が広がるのではないかと)
- 一般企業と福祉的就労の場の情報の共有
- 商工会議所との繋がりを持ち、市内の会社と話ができるように市がコーディネートしていただきたい(企業や高齢者施設、医療機関などにも障がい程度の理解や就業の模索を考えてもらう機会として、また、障がい者が、働き金銭を得る喜びや大変さを経験し就業に結びつくように職業体験ができればいい)
- 就労継続支援B型の工賃の改善が必要(工賃があまり高くなく、生活介護事業所の方が高い工賃を得られている場合も見られる)
- 引き続き課を超えた情報共有や協力(農林水産課から JA、いちじく農家の施設外就労の話が来たように)
- 精神障がいの特性を理解し、ひとりでも多くの障がい者が就労できるように取り組んでほしい(愛知県の障がい者雇用率が低いため)
- 就労促進部会にて、工賃の向上を図る検討会を立ち上げる(市内企業からの作業の取りまとめや農福連携などを推進、自主製品の企画や販売方法の企画)
- 障がい者側と雇用者側双方の相談体制の整備

4 計画課題

第6期計画等の目標値の達成状況とともに、障害福祉サービス等の実績、また、アンケート調査やインタビュー調査を通して寄せられた当事者や関係者の意見、そして国の基本指針の見直し等を踏まえ、第7期障害福祉計画及び第3期障害児等福祉計画における課題を設定します。

(1)第7期障害福祉計画における課題

ア 地域での生活の継続や地域移行・地域定着を支援する体制の強化

本市では、居住支援に必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を備えた地域生活支援拠点等の体制を構築しているほか、第6期計画に基づき蒲郡市障害者自立支援協議会に「地域移行・定着推進協議会」を新設し、地域移行・地域定着の促進を図っています。

なお、アンケート調査によると、自宅や地域で生活するために必要な支援として、「緊急時の受け入れ先」が回答の最上位となっています。また、インタビュー調査では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療や高齢分野との連携強化に関する意見等が寄せられています。

今後も、地域生活支援拠点等の体制や地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助の各事業を通じて、医療と連携しつつ、緊急時の連絡体制を含めた総合的な生活支援を実施するとともに、「地域移行・定着推進協議会」をはじめ、保健・医療・福祉関係者の連携・協議を通じて、高齢化への対応など、課題に応じた支援体制の強化を図っていく必要があります。



地域移行・定着推進協議会

イ 多様な居住の場の確保

本市では、地域移行の促進に向けて、共同生活援助(グループホーム)の整備を進めており、令和5年度現在、市内に10か所、利用者数は100人近くに増加しています。

今後も、施設入所者の意向を把握した上で、地域での住まいの多様化を進めていく必要があるほか、引き続き高齢の障がい者への生活支援や介護保険サービスへの円滑な接続が課題です。

また、グループホームの利用者数が増加する中で、支援の質の確保のほか、グループホーム利用者のうち、一人暮らしを希望する人については、居宅生活への移行や生活の定着への支援が求められます。

ウ 強度行動障がいや高次脳機能障がい、医療的ケアの必要者など、重度障がい等に対応した支援体制の充実

本市では、生活介護や短期入所等の障害福祉サービスにおいて、強度行動障がいや高次脳機能障がい、医療的ケアの必要者など、重度障がい者等へのサービス提供を行っているとともに、蒲郡市障害者自立支援協議会の「事例検討部会」において、強度行動障がいの事例検討を行い、支援の充実に努めています。

なお、インタビュー調査では、重度障がいや医療的ケアに対応できる障害福祉サービス事業所の不足を指摘する意見があがっています。

今後も、障害福祉サービス等において、重度障がい者や医療的ケアの必要者、難病患者へ適切な支援が行えるよう、課題の整理や職員研修等、支援体制の充実に向けた取組を図ることが求められます。



事例検討部会

エ 雇用・就業への支援の充実

本市では、市内に就労移行支援事業所が4か所、就労継続支援(A型)が2か所、就労継続支援(B型)が10か所、就労定着支援事業所が2か所あり、各事業を通じて一般就労への移行・定着への支援のほか、福祉的就労による日中活動の場の提供を図っています。

また、蒲郡市障害者自立支援協議会の「就労促進部会」において、就労に関わる障害福祉サービスの質の向上や企業等への啓発に向けて、連携・協議を図っています。

なお、インタビュー調査では、障がい者の雇用・就業の拡大に向けて、関係課や関係機関との連携による取組や工賃の向上に関する提案等が寄せられています。

今後も、企業等への障がい者雇用の啓発とともに、福祉的就労から一般就労への移行支援や日中活動の場における支援の質の向上のほか、新たに創設される「就労選択支援」の実施を見据えた就労アセスメントの充実が課題です。



就労促進部会メンバーで「障がい福祉・発達支援事業所フェア」の打ち合わせ

オ 地域の相談支援・意思決定支援体制等の強化

本市では、基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」が障がい者やその家族に関する総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を行っています。

また、令和4年度には、重層的支援体制整備事業による取組の一つとして市役所に「福祉総合相談室」を開設し、介護、障がい、子育て、生活困窮といった属性や年齢に関わらない包括的な相談支援を行う体制を構築しました。



基幹相談支援センターによる相談支援専門員のスキルアップ講習

なお、アンケート調査によると、相談しやすい体制づくりに必要なこととして、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談できる」、「信頼できる相談者がいる」、「プライバシーが守られる」が上位3つにあがっています。そのほか、虐待の通報・届出の受理、相談等の市内の窓口について、市民の認知度に変化が見られません。一方、インタビュー調査では、相談員や意識決定支援に関わる人材確保等が課題としてあがっています。さらに、虐待に対する組織的な対策の徹底が求められます。

今後も、「蒲郡市障がい者支援センター」が障がい福祉相談の核となり、他の相談支援事業者と連携し、体制の充実を図ります。



基幹相談支援センターによる
虐待防止研修

カ 障害福祉サービスの質の向上のための取組の推進

本市では、基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」による市内事業所への訪問指導を実施しているほか、蒲郡市自立支援協議会の部会において、前述の重度障がい等への対応をはじめ、障害福祉サービスの質の向上のための連携・協議に努めています。

なお、インタビュー調査では、グループホームの市内への整備が進む中で、質の向上が課題にあがっているほか、質の向上に必要な取組などに関する意見が寄せられており、今後も蒲郡市自立支援協議会に設置した「GH連絡調整ワーキング」をはじめ、課題に応じた部会での連携・協議を通じて、障害福祉サービスの質の向上のための取組を推進する必要があります。

キ 福祉人材の確保・定着のための取組の推進

本市では、市内事業所を紹介する「障がい福祉・発達支援事業所フェア」を開催するなど、福祉人材の確保等に関わる取組を行っています。

なお、インタビュー調査では、ヘルパー人材の不足やその確保に向けた意見等が多く寄せられており、今後も福祉人材の確保・定着につながるような取組の充実が課題です。

(2)第3期障害児等福祉計画における課題

ア 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の充実

本市では、児童発達支援センター(にこりん)が、発達に気がかりさのある子どもや家庭などを支援する中核的な施設として、①児童発達支援事業、②保育所等訪問支援事業、③相談支援事業の3つの事業を実施しています。

また、蒲郡市自立支援協議会の「こども部会」や子育て世代包括支援センター(うみのこ)主催の母子保健推進会議等を通じて、関係機関の連携・協議による支援の充実に努めています。

なお、アンケート調査によると、市の発達支援について、さらに充実してほしいことは「効果的な療育・支援の内容」が回答の最上位で、次いで「療育・支援の内容についての説明」、「保護者の悩みや困りごとへの相談対応」などと続いています。

インタビュー調査では、児童発達支援センター(にこりん)に期待する取組や発達支援の質を高

める取組などについて意見などが寄せられており、今後も児童発達支援センター(にこりん)を中核として、効果的で、切れ目の無い一貫した療育・支援を提供する体制の構築を進める必要があります。

さらに、外国人の支援に関する意見も寄せられており、発達支援を必要とするすべての児童に対して、適切なサービス利用につなげていくことが課題です。

イ 医療的ケアが必要な児童に対する支援の充実

本市では、蒲郡市自立支援協議会「こども部会」等を通じて、医療的ケア児の支援に関わる医療関係者との連携と課題の共有を図っているほか、令和5年度現在、医療的ケア児コーディネーターを市内に7人配置し、必要なサービス及び支援の総合調整等を行っています。

なお、インタビュー調査では、医療的ケアを必要とする子どもの療育の場の不足に関する意見が寄せられており、今後も保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による情報や課題の共有とともに、医療的ケアに対応できる事業所の確保など、支援基盤の充実が課題です。

ウ 発達障がいへの対応の充実

本市では、児童発達支援事業所において、ペアレントトレーニングやピアサポートなど、発達障がい者の家族等に対する支援プログラムを提供しているほか、特別支援学級の教員や放課後等デイサービス事業所の支援員、児童クラブ職員、市役所職員を対象に、合同でペアレントプログラムに関する研修を実施しました。

発達障がいの早期支援には、家族等への支援が重要であり、ペアレントトレーニングに関する広報・啓発と受講者数の増加が課題です。今後も学校や事業所、児童クラブ等との連携を強化し、早期の発達支援につなげていくことが求められます。

エ 障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築

本市では、保育所や認定こども園において、職員を加配し障がい児を受け入れているほか、児童クラブにおいて、特別支援学級在籍児が利用しています。

今後も、児童発達支援センター(にこりん)の保育所等訪問支援事業の充実とともに、蒲郡市自立支援協議会「こども部会」等を通じて、関係機関で児童一人ひとりの状況や課題、保護者のニーズを共有しつつ、保育所、認定こども園、児童クラブの受け入れ態勢の整備等が求められます。

第4章 第7期障害福祉計画

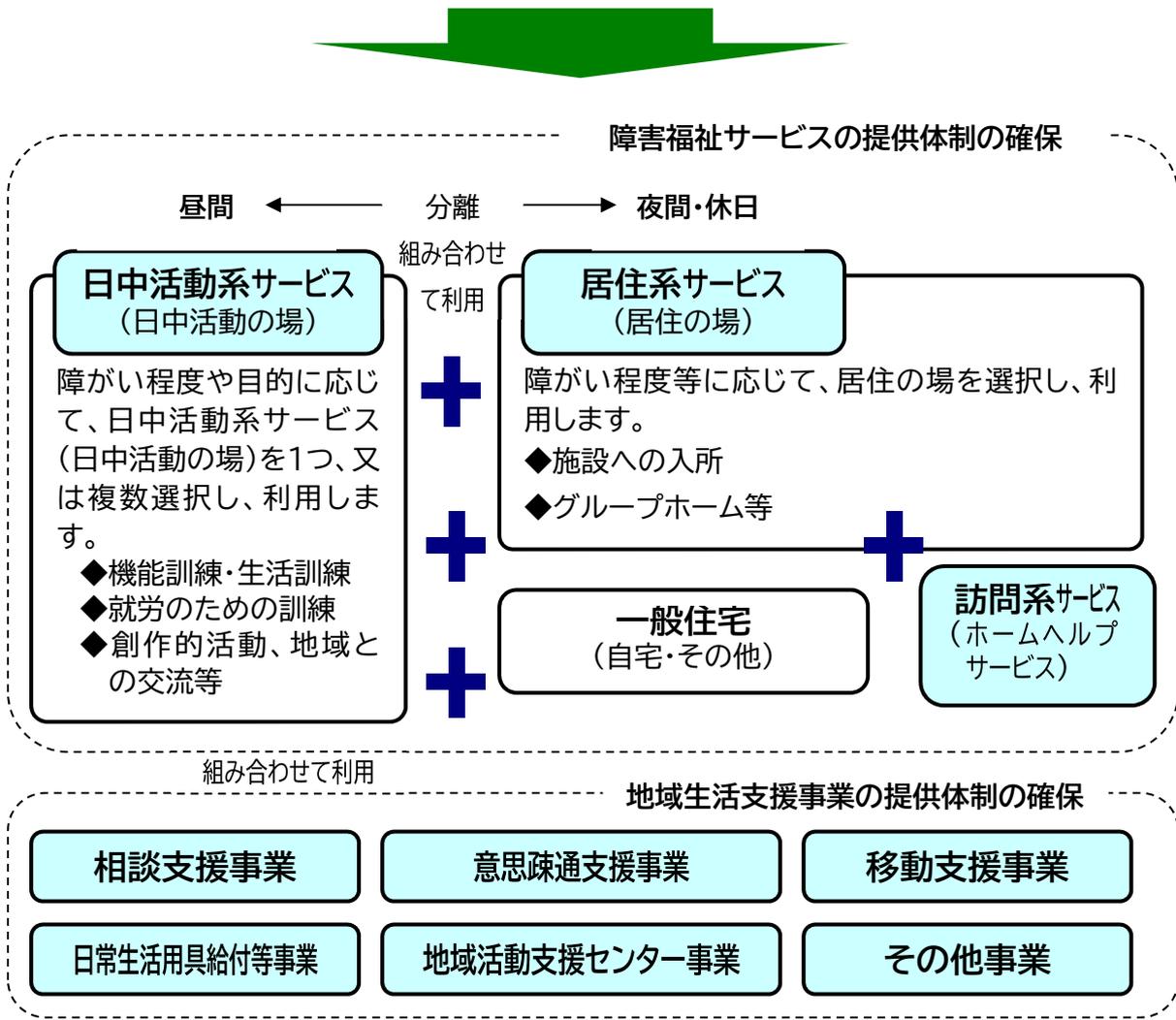
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、令和8年度の成果目標を設定した上で、需要等に応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実（活動指標の設定）を図り、自立した生活と「地域共生社会」の実現を目指します。

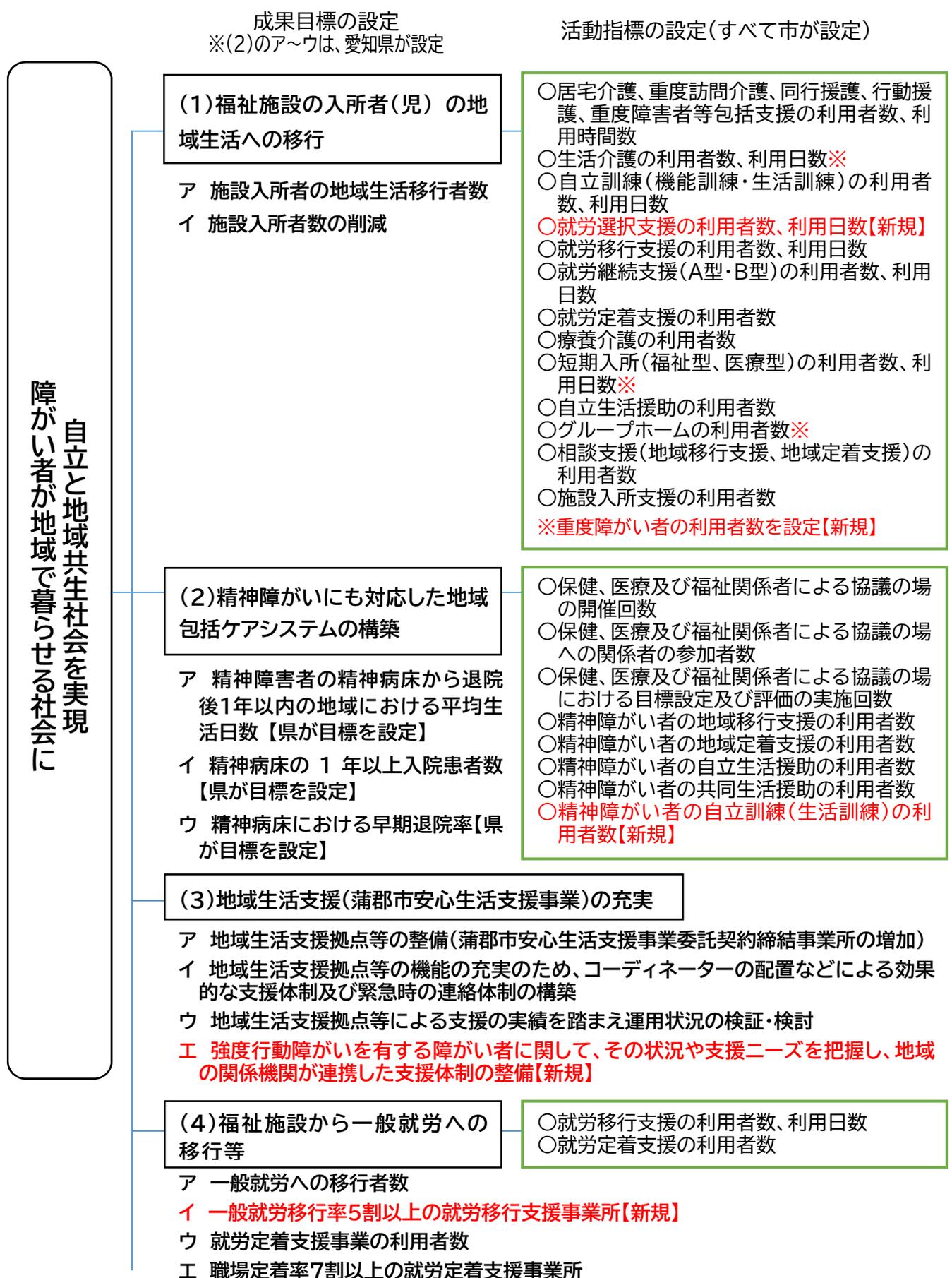
図表 32 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 必要な訪問系サービスを保障
- 3 希望する日中活動系サービスを保障
- 4 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実
- 5 福祉施設から一般就労への移行等を推進



図表 33 成果目標と活動指標

(1)～(6)は、国の基本指針で示された成果目標及び活動指標です。**※赤字は第7期からの【新規】**



成果目標の設定

活動指標の設定

(5)相談支援体制の充実・強化等

ア 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターの設置

イ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

○基幹相談支援センターの設置【新規】

- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)【新規】
- 協議会の参加事業者・機関数【新規】
- 協議会の専門部会の設置数【新規】
- 協議会の専門部会の実施回数【新規】

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア サービスの質向上のための体制の構築

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数
- 基幹相談支援センター及び市による事業所の巡回

発達障がい者等に対する支援

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数(実施者)
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

図表 34 成果目標と計画課題の関係

成果目標	関連する計画課題※
<p>(1)福祉施設の入所者（児）の地域生活への移行</p>	<p>(1)ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援拠点等の体制や地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助の各事業を通じて、医療と連携しつつ、緊急時の連絡体制を含めた総合的な生活支援を実施 ● 保健・医療・福祉関係者の連携・協議を通じて、高齢化への対応など、課題に応じた支援体制の強化
	<p>(1)イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所者の意向を把握した上で、地域での住まいの多様化の推進 ● 高齢の障がい者への生活支援や介護保険サービスへの円滑な接続 ● グループホームの支援の質の確保とグループホーム利用者のうち、一人暮らしを希望する人について、居宅生活への移行や生活の定着への支援
<p>(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>(1)ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援拠点等の体制や地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助の各事業を通じて、医療と連携しつつ、緊急時の連絡体制を含めた総合的な生活支援を実施【再掲】 ● 保健・医療・福祉関係者の連携・協議を通じて、高齢化への対応など、課題に応じた支援体制の強化【再掲】
<p>(3)地域生活支援（蒲郡市安心生活支援事業）の充実</p>	<p>(1)ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援拠点等の体制や地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助の各事業を通じて、医療と連携しつつ、緊急時の連絡体制を含めた総合的な生活支援を実施【再掲】 ● 保健・医療・福祉関係者の連携・協議を通じて、高齢化への対応など、課題に応じた支援体制の強化【再掲】
	<p>(1)イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢の障がい者への生活支援や介護保険サービスへの円滑な接続【再掲】 ● 福祉施設を退所し、地域生活へ移行した高齢の障がい者への生活支援や介護保険サービスへの円滑な接続【再掲】
	<p>(1)ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重度障がい者や医療的ケアの必要者、難病患者へ適切な支援が行えるよう、課題の整理や職員研修等、支援体制の充実に向けた取組

成果目標	関連する計画課題※
(4)福祉施設から一般就労への移行	(1)エ <ul style="list-style-type: none"> ● 企業等への障がい者雇用の啓発 ● 福祉的就労から一般就労への移行支援や日中活動の場における支援の質の向上 ● 新たに創設される「就労選択支援」の実施を見据えた就労アセスメントの充実
(5)相談支援体制の充実・強化等	(1)オ <ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制整備事業等を通じて他分野の専門相談機関等と連携しつつ、複合化・複雑化する相談内容に包括的に対応 ● 継続的な伴走支援を図る体制の充実 ● 相談や意思決定を支援する人材の確保と質の向上 ● 虐待に対する組織的な対策の徹底
(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	(1)カ <ul style="list-style-type: none"> ● 「蒲郡市障がい者支援センター」による市内事業所への訪問指導の継続 ● 課題に応じた部会での連携・協議を通じた障害福祉サービスの質の向上のための取組
上記(1)～(6)のすべて	(1)キ <ul style="list-style-type: none"> ● 市内事業所を紹介する「障がい福祉・発達支援事業所フェア」の継続 ● 福祉人材の確保・定着につながるような取組の充実

※関連する計画課題の詳細は、45～47 ページを参照(文頭の番号は各ページの課題の番号)

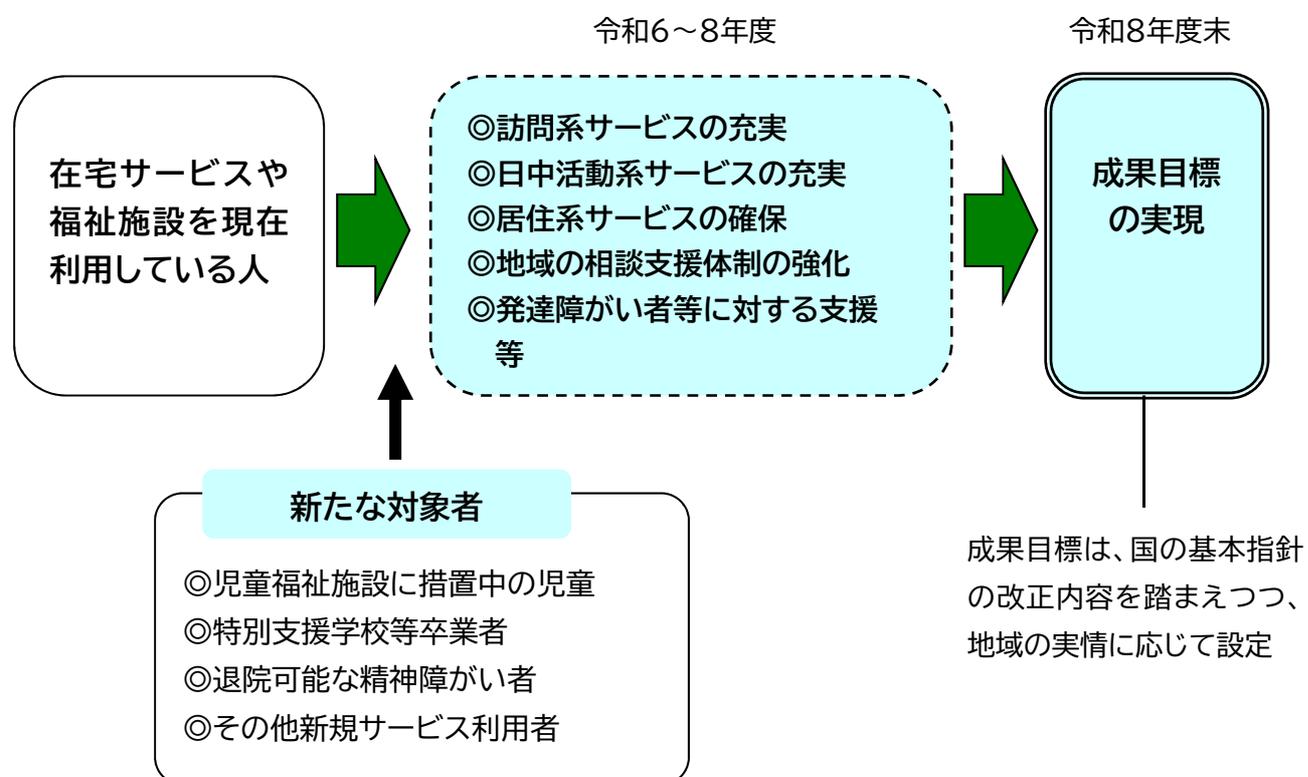
2 令和8年度の成果目標

本計画では、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和8年度の成果目標として、次の6つの事項に関する目標値(成果目標)を設定します。

- (1)福祉施設の入所者(児)の地域生活への移行
- (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)地域生活支援(蒲郡市安心生活支援事業)の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行
- (5)相談支援体制の充実・強化等
- (6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

6つの成果目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、第6期における実績等本市の実情に応じて設定します。

図表 35 目標値実現までの流れ



(1)福祉施設の入所者(児)の地域生活への移行



本市は、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、令和8年度末における地域生活への移行に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行し、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する目標値が設定されています。

本市はその基準に従って、次のとおり成果目標を設定し、目標値の実現に向けて、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

また、児童福祉施設に措置中の児童の地域移行について、児童相談所及び児童福祉施設と基幹相談支援センターと本市でアセスメントし、円滑に地域移行ができるように調整を図ります。

図表 36 福祉施設の入所者(児)の地域生活への移行

項目	実績値及び目標値	国の基本指針の考え方
① 令和4年度末時点の入所者数	79人	令和元年度末の施設入所者数
② ①のうち、令和8年度までの地域生活移行者	5人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
【目標値】 地域生活移行率	6.3%	②/① ※目標6%以上
③ 令和8年度末時点の入所者数	75人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 入所者数削減率	5.1%	(①-③) / (①) ※目標5.0%以上

〈児童福祉施設に措置中の児童の地域移行※〉

【目標値】 措置中児童へのアセスメント実施率	100.0%
------------------------	--------

※国の基本指針の成果目標ではなく、本市独自の目標

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、精神障がいに対する、地域住民の理解の促進を図りつつ、次の成果目標を設定します。

図表 37 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値※
長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	2人

※愛知県試算



(3)地域生活支援(蒲郡市安心生活支援事業)の充実

本市は、障がい者の居住支援と地域支援の一体的な機能の充実を図る観点から、地域生活支援の充実に関する成果目標を設定します。

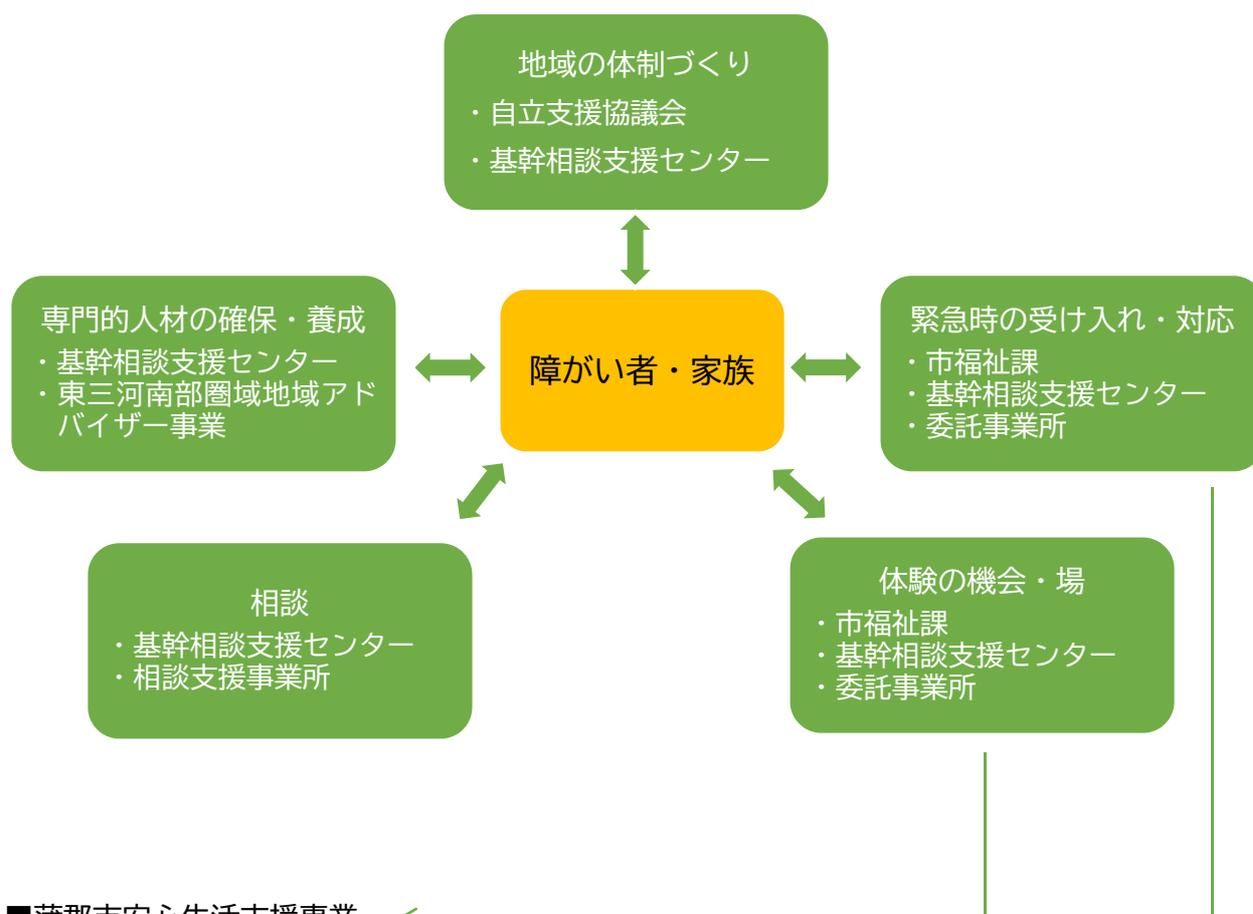
なお、目標値については、国の基本指針では、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、年1回以上運用状況を検証・検討のほか、強度行動障がいに対応した支援体制の整備に関する目標値が設定されています。

本市では、既に地域生活支援拠点等を整備済み(面的な整備)であり、今後は効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築とともに、年1回以上運用状況の検証・検討、強度行動障がいに対応した支援体制の整備に向けた検討を継続し、計画課題に対応する必要な機能の充実を図ります。

図表 38 地域生活支援(蒲郡市安心生活支援事業)の充実

項目	目標	国の基本指針の考え方
地域生活支援拠点等の整備	本市は面的に整備済	令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む。)
地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	蒲郡市安心生活支援事業委託契約締結事業所を増やす(R5年度時点3事業所)	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
地域生活支援拠点等による支援の実績を踏まえ運用状況の検証・検討	年1回以上実施	年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本
【新規】 強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	年2回実施 蒲郡市障害者自立支援協議会の事例検討部会で協議し、連携体制の強化を図る	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本

図表 39 蒲郡市安心生活支援事業イメージ

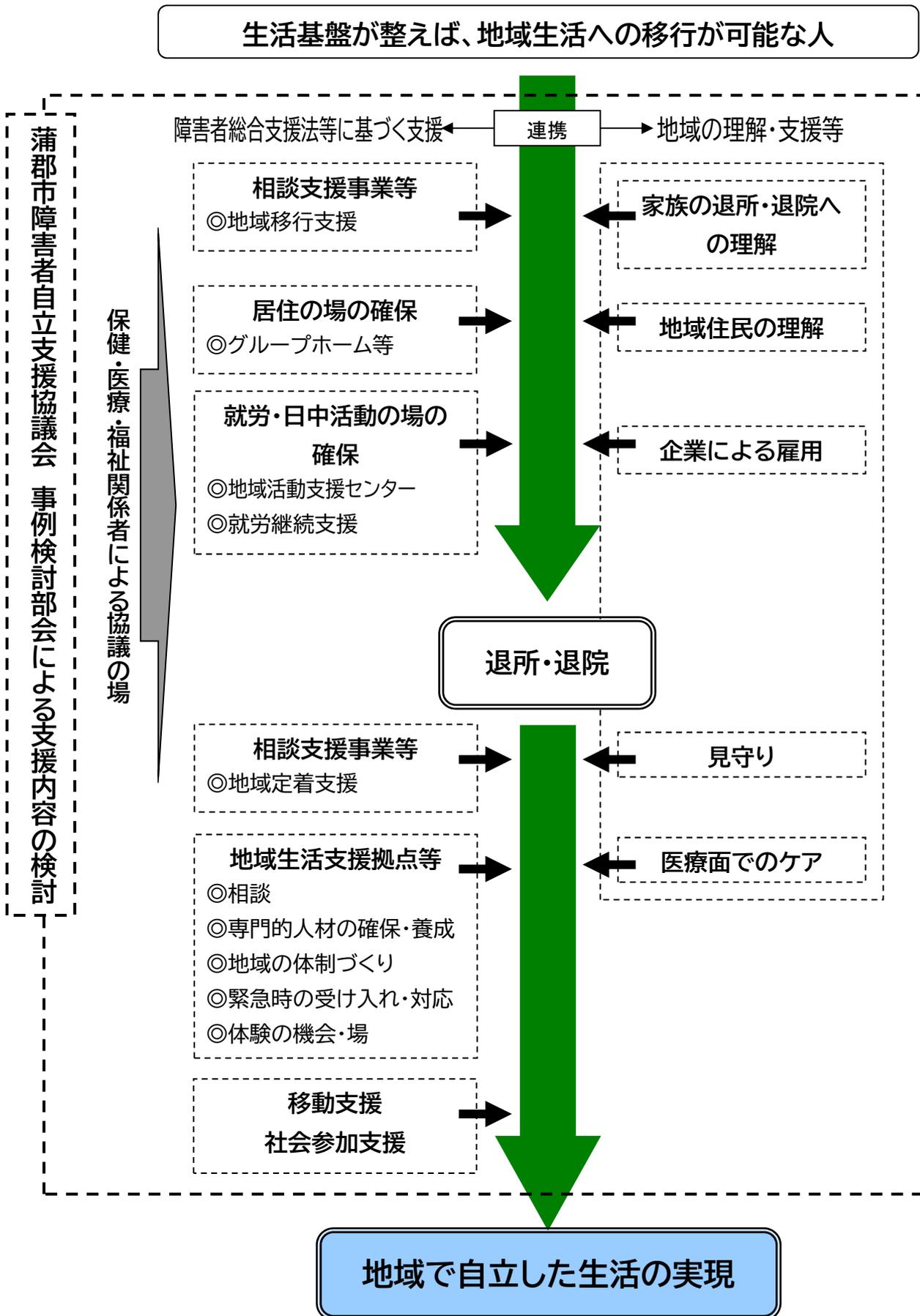


■蒲郡市安心生活支援事業

緊急時の受け入れ・対応及び体験の機会・場の事業メニュー

事業	内容
緊急一時的対応事業	ア 障害者の身の安全の確保 イ 障害者の生活上の課題に応じた関係機関との連絡、調整等 ウ 対象者への見守り、家事援助等 エ 障害者の身の安全の確保後の居室確保 オ 食費等を負担ができない者への食費等の支払い
体験的宿泊事業	ア 障害者が地域での一人暮らしに向けた体験的な宿泊(以下「地域生活体験」という。)を行うための場の提供 イ 地域生活体験をする上での相談支援又は関係機関との連絡、調整等

図表 40 地域生活への移行支援・地域包括ケアシステムの構築



(4)福祉施設から一般就労への移行



ア 一般就労への移行者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、令和8年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)の利用を経て一般就労へ移行する者の数や移行率に関する目標が定められています。

今後も、公共職業安定所や愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと福祉施設の連携をより一層強化し、目標値の実現を目指します。

図表 41 一般就労への移行者数等

【就労移行支援事業から一般就労への移行者数】

項目	実績値及び目標値	国の基本指針の考え方
① 令和3年度の移行者数	6人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
② 【目標値】 令和8年度の移行者数	8人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
増加割合	1.33倍	②/① ※目標 1.28倍以上

【就労移行支援事業所の就労移行率】

項目	目標値	国の基本指針の考え方
【新規】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	全事業所の5割以上	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本

【就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数】

項目	実績値及び目標値	国の基本指針の考え方
① 令和3年度の移行者数	4人	令和3年度において就労継続支援A型事業から一般就労へ移行した人の数
② 【目標値】 令和8年度の移行者数	6人	令和8年度末において就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する人の数
増加割合	1.50倍	②/① ※目標 1.29倍以上

【就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数】

項目		実績値及び目標値	国の基本指針の考え方
①	令和3年度の移行者数	1人	令和3年度において就労継続支援B型事業から一般就労へ移行した人の数
②	【目標値】 令和8年度の移行者数	2人	令和8年度末において就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する人の数
	増加割合	2.00倍	②/① ※目標 1.28倍以上

イ 就労定着支援事業の利用者数

本市は、一般就労への定着を重視する観点から、令和8年度の就労定着支援事業の利用に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、令和8年度における就労定着支援事業の利用者について、令和3年度実績の1.41倍以上とする目標値が設定されています。

本市では、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を次のとおり設定します。

図表 42 就労定着支援の利用者数

項目		実績値及び目標値	国の基本指針の考え方
①	令和3年度の利用者数	6人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した人の数
②	【目標値】 令和8年度の利用者数	9人	令和8年度において就労定着支援事業を利用した人の数
	増加割合	1.50倍	②/① ※目標 1.41倍以上

ウ 職場定着率が8割以上の就労定着支援事業所数

本市は、一般就労への定着を重視する観点から、令和8年度の就労定着支援事業所の職場定着率に関する成果目標を設定します。

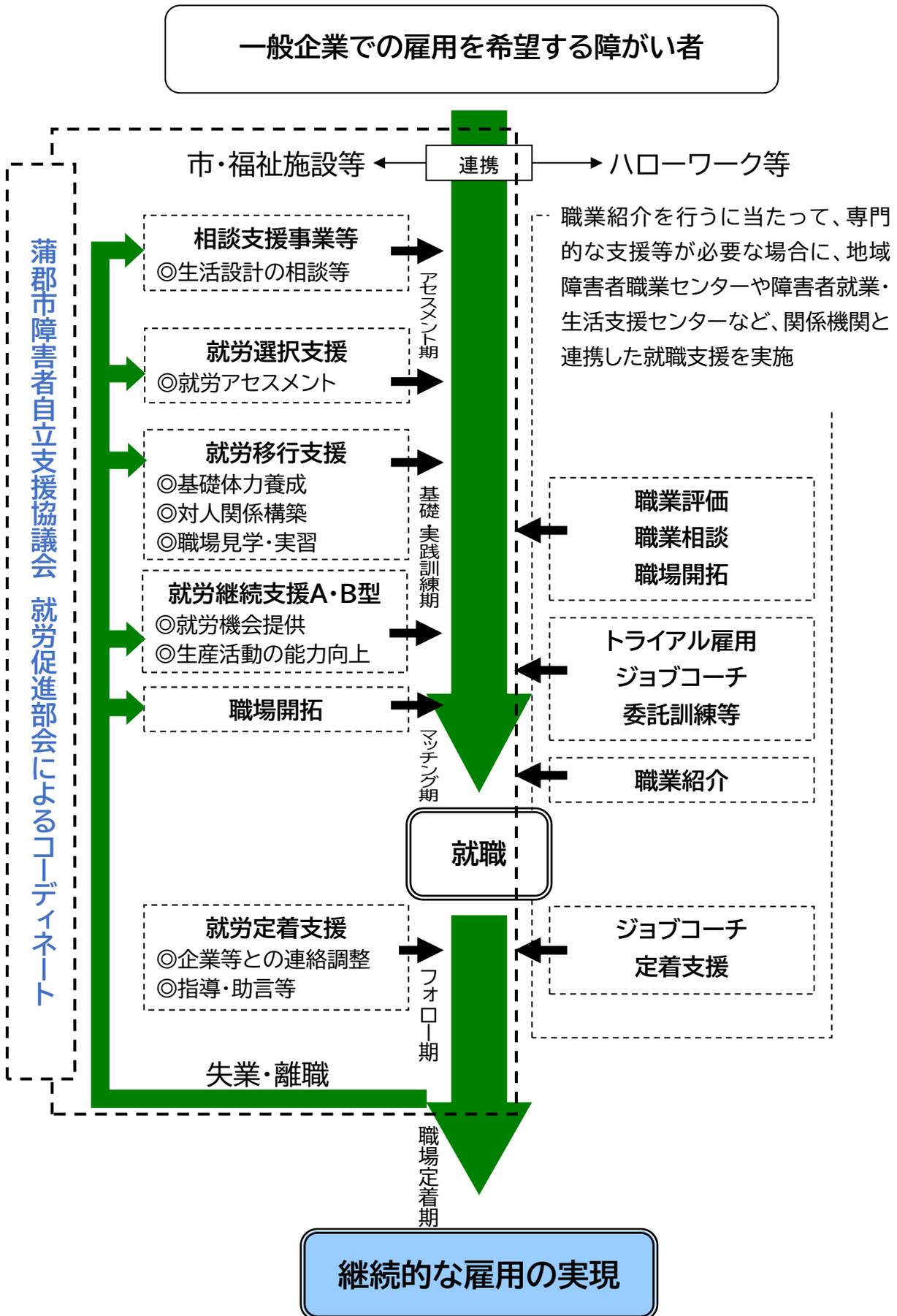
なお、目標値については、国の基本指針では、就労定着支援事業所のうち、職場定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることが基本とされています。

本市では、令和8年度に就労定着支援を実施する見込みの市内事業所2か所について、いずれの事業所も職場定着率が7割以上を目指す目標値を設定します。

図表 43 職場定着率が7割以上の就労定着支援事業所数

項目	目標値	国の基本指針の考え方
【目標値】令和8年度の就労定着率7割以上の事業所の割合	全事業所	令和8年度において就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上とすることが基本

図表 44 関係機関の連携による就労支援



(5)相談支援体制の充実・強化等



本市は、今後も基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」を中心に、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を継続するほか、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、重層的支援体制整備事業を通じて、他分野の専門相談機関との連携を強化し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の充実・強化等を図ります。

図表 45 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	国の基本指針の考え方
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターの設置	本市は設置済	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）
【新規】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	体制の確保 （多機関協働事業における支援会議・重層的支援会議の継続）	協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本



多機関協働事業(定期開催している重層的支援会議・支援会議)

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



本市は、今後も基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」による、市内事業所への訪問指導を継続するとともに、蒲郡市障害者自立支援協議会の部会の開催を通じて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築・充実を図ります。

図表 46 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

項目	目標	国の基本指針の考え方
サービスの質向上のための体制の構築	構築・充実	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。



蒲郡障がい者支援センターでスーパービジョンに関する研修を実施している様子

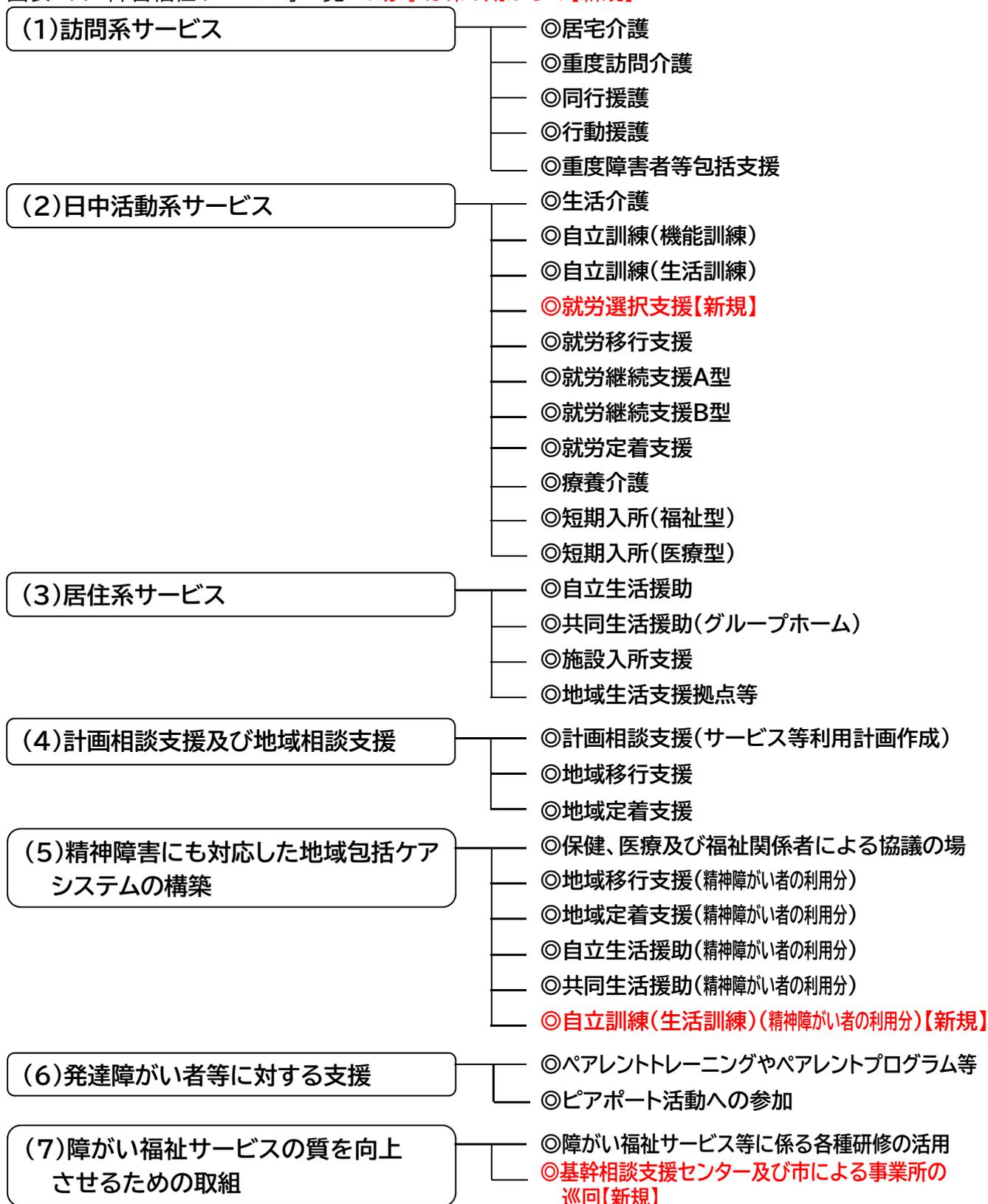


事例検討部会で強度行動障害の状態にある方のケース検討を実施している様子

3 障害福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保のための方策

障害福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

図表 47 障害福祉サービス等一覧 ※赤字は第7期からの【新規】



(1)訪問系サービス

ア サービスの種別と内容

訪問系サービスは、自宅での生活全般の支援や外出時の移動支援を行うサービスです。次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 48 訪問系サービスの内容

サービス種別	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方を対象に、必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第7期のサービス見込量は、第6期の利用の伸びなどを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、「蒲郡市障害者自立支援協議会 事例検討部会」を通じたサービス調整や情報共有などを通じて、質の高いサービスの提供に努めるとともに、関係機関による人材確保のためのネットワークの構築など、サービス基盤の確保に努めていきます。

また、サービスの選択や利用の際には、適切な意思決定支援を行うため、相談支援専門員やサービス管理責任者への研修を実施します。

さらに、難病患者へのサービス等の周知を図り、利用促進に努めます。

図表 49 訪問系サービスの見込量

サービス種別		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用者数/月	71	71	71
	時間数/月	914	914	914
	市内事業所数	3	3	3
重度訪問介護	実利用者数/月	4	4	4
	時間数/月	1,772	1,772	1,772
	市内事業所数	3	3	3
同行援護	実利用者数/月	11	12	13
	時間数/月	2	2	3
	市内事業所数	1	1	1
行動援護	実利用者数/月	0	0	0
	時間数/月	0	0	0
	市内事業所数	0	0	0

サービス種別		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	実利用者数/月	0	0	0
	時間数/月	0	0	0
	市内事業所数	0	0	0

(2)日中活動系サービス

ア サービスの種別と内容

日中活動系サービスは、日中に施設に通うなどして、介護や訓練などを受けるサービスです。次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 50 日中活動系サービスの内容

サービス種別	実施内容
生活介護	常時介護が必要な方に、入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(18か月)】
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(24か月)】【長期入院・入所(36か月)】
就労選択支援【新規】	利用者が就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(24か月)】
就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援(B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない。) 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
短期入所(医療型)	医療ニーズに高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第7期のサービス見込量は、第6期の利用の伸びを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。

また、就労移行や継続に向けたサービスの質の向上に努めるほか、「蒲郡市障害者優先調達推進方針」に従って、就労継続支援事業所における受託作業の拡大を支援していきます。

さらに、サービスの選択や利用の際には、適切な意思決定支援を行うため、相談支援専門員やサービス管理責任者への研修を実施するほか、難病患者へのサービス等の周知を図り、利用促進に努めます。

図表 51 日中活動系サービスの見込量

サービス種別		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者数/月	241	254	267
	強度行動障がい者※1	38	40	42
	高次脳機能障がい者※1	0	0	0
	医療的ケアの必要者※1	1	1	1
	人日/月	4,832	5,092	5,353
	市内事業所数	5	5	5
自立訓練(機能訓練)	実利用者数/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
	市内事業所数	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	実利用者数/月	2	2	2
	人日/月	36	36	36
	市内事業所数	0	0	0
就労選択支援※2	実利用者数/月		10	11
	市内事業所数		1	1
就労移行支援	実利用者数/月	18	18	18
	人日/月	385	385	385
	市内事業所数	4	4	4
就労継続支援(A型)	実利用者数/月	26	27	28
	人日/月	444	461	478
	市内事業所数	2	2	2
就労継続支援(B型)	実利用者数/月	175	184	194
	人日/月	2,784	2,927	3,086
	市内事業所数	10	10	10
就労定着支援	実利用者数/月	7	7	7
	人日/月	7	7	7
	市内事業所数	2	2	2
療養介護	実利用者数/月	10	10	10
	市内事業所数	0	0	0

※1 実利用者のうち、重度障がい者等(以降の短期入所、共同生活援助(グループホーム)も同様)

※2 就労選択支援は、令和7年10月1日施行

サービス種別		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)	実利用者数/月	45	47	49
	強度行動障がい者	0	0	0
	高次脳機能障がい者	0	0	0
	医療的ケアの必要者	2	2	2
	人日/月	178	186	194
	市内事業所数	4	4	4
短期入所(医療型)	実利用者数/月	2	2	2
	強度行動障がい者	0	0	0
	高次脳機能障がい者	0	0	0
	医療的ケアの必要者	1	1	1
	人日/月	7	7	7
	市内事業所数	0	0	0

(3) 居住系サービス

ア サービスの種別と内容

居住系サービスは、主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な支援を行うサービスです。

次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 52 居住系サービスの内容

サービス種別	実施内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。
地域生活支援拠点等	居住支援に必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を備えた拠点や体制のことであります。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第7期のサービス見込量は、第6期の利用の伸びや福祉施設からの地域移行の受け入れ先の必要性等を勘案し、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、当事者団体、事業所、市及び県の連携によって、多様な住まいの確保に向けた取組を進めるとともに、地域生活支援拠点等や自立生活援助、共同生活援助(グループホーム)の取組を通じて、福祉施設からの地域移行や一人暮らし等を総合的に支援します。

さらに、施設入所支援については、自立支援審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

図表 53 居住系サービスの見込量

サービス種別		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実利用者数/月	2	2	2
	市内事業所数	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	実利用者数/月	102	107	113
	強度行動障がい者	3	3	3
	高次脳機能障がい者	1	1	1
	医療的ケアの必要者	1	1	1
	市内事業所数	10	10	10
施設入所支援※	実利用者数/月	78	77	75
	市内事業所数	1	1	1
地域生活支援拠点等	設置箇所数	1	1	1
	蒲郡市安心生活支援事業委託締結数 事業所数/年	4	5	5
	検証及び検討の実施回数/年	2	2	2

※施設入所支援の実利用者数/月は、削減目標に基づき設定

(4) 計画相談支援及び地域相談支援

ア サービスの種別と内容

計画相談支援及び地域相談支援は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 54 計画相談支援及び地域相談支援の内容

サービス種別	実施内容
計画相談支援(サービス等利用計画作成)	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や病院から地域移行する方を対象に、住居の確保や地域に移行するためのそのほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した方等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第7期のサービス見込量は、障害福祉サービスの受給者の伸び等を踏まえて設定します。

また、福祉施設の入所者や精神科病院からの地域生活への移行を支援するため、地域移行支援と地域定着支援を実施します。

これら見込量に対応するため、計画的に相談支援専門員を市内事業所に配置します。

なお、基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」を中心に、相談支援体制の充実・強化等を図るとともに、適切な意思決定支援を行うため、相談支援専門員への研修を実施します。

図表 55 計画相談支援及び地域相談支援の見込量

サービス種別		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数/月	184	191	197
	市内事業所数	9	9	9
地域移行支援	実利用者数/月	2	2	1
	市内事業所数	4	4	4
地域定着支援	実利用者数/月	2	2	1
	市内事業所数	4	4	4

図表 56 相談支援専門員の配置計画

サービス種別		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援専門員	人	20	21	22

※常勤換算とは異なる

ウ 相談支援体制の充実・強化のための取組

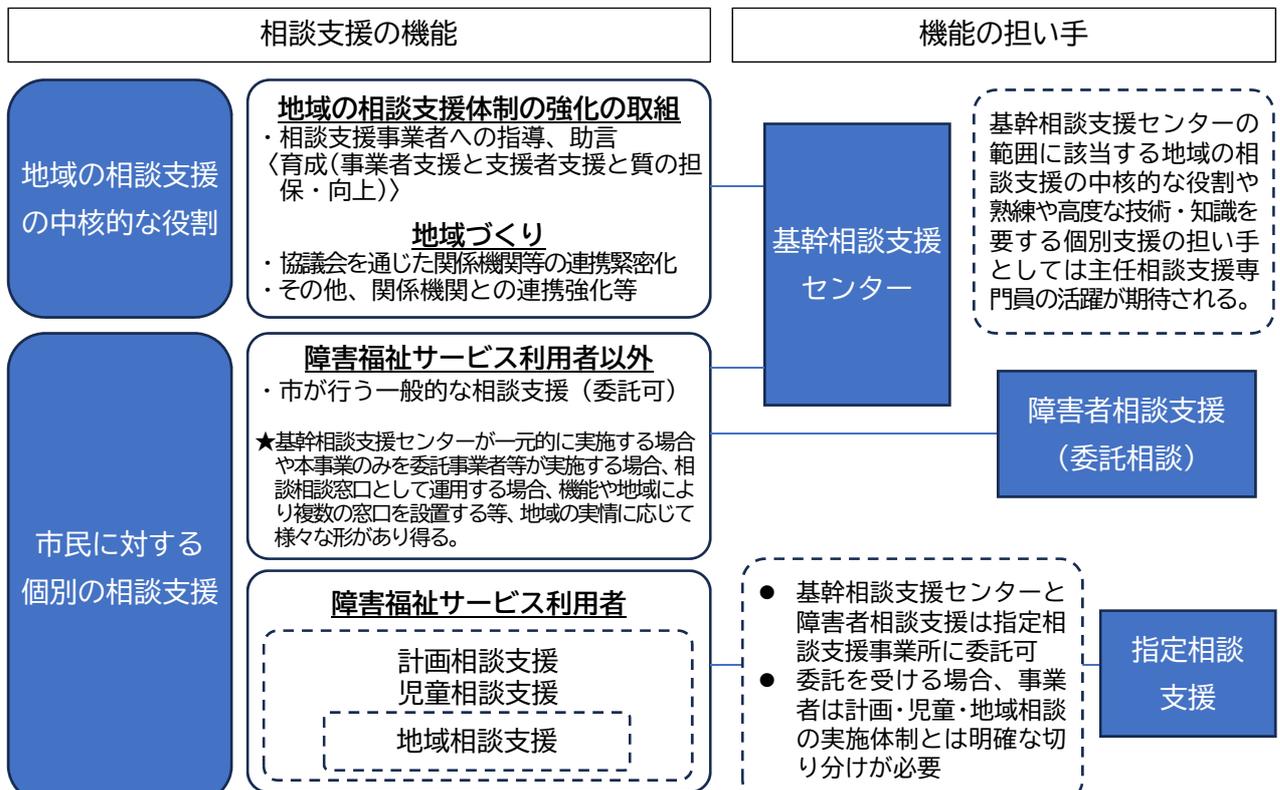
相談支援体制の充実・強化に向けて、総合的・専門的な相談支援とともに、地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、『相談支援事業所の複数事業所による協働モデル』について実施事業所、基幹相談支援事業所、市だけでなく、蒲郡市に加えて自立支援協議会で運営体制について協議し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

図表 57 相談支援体制の充実・強化のための取組の内容

サービス等種別	実施内容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターが、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組を実施します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターが、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、連携強化の取組を行います。
様々な機関において個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会、基幹相談支援センター、相談支援事業所、福祉総合相談において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行います。
『相談支援事業所の複数事業所による協働モデル』の設置	複数の指定特定/指定障害児相談支援事業所による連携体制を構築することで、24時間の連絡体制、複数事業所間のケース検討、困難事例への対応などを行い、地域での相談窓口としての明確化、相談支援専門員のスキルアップ、相談支援事業所間の支え合い及び相談支援事業経営の安定化の取組を行います。

図表 58 地域に必要な相談支援の機能



出典:厚生労働省「これからの相談支援」(令和5年度日本相談支援専門員協会 東海北陸ブロック研修資料を一部改編)

図表 59 相談支援体制の充実・強化のための取組の見込量

サービス等種別		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置有無	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 件/年	1	1	1
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 件/年	1	1	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 回/年	1	1	1
協議会等における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 (頻度) 回/年	24	24	24
	協議会の参加事業者・機関数 か所/年	35	35	35
	協議会の専門部会の設置数 か所/年	7	7	7
	協議会の専門部会の実施回数 回/年	2	2	2
『相談支援事業所の複数事業所による協働モデル』の設置	参加事業所数 か所/年	4	4	4
	協働モデルの数 か所/年	1	1	1

■相談支援事業所の複数事業所による協働モデルとは？

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築することを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で事業所の体制確保を可能としたものです。

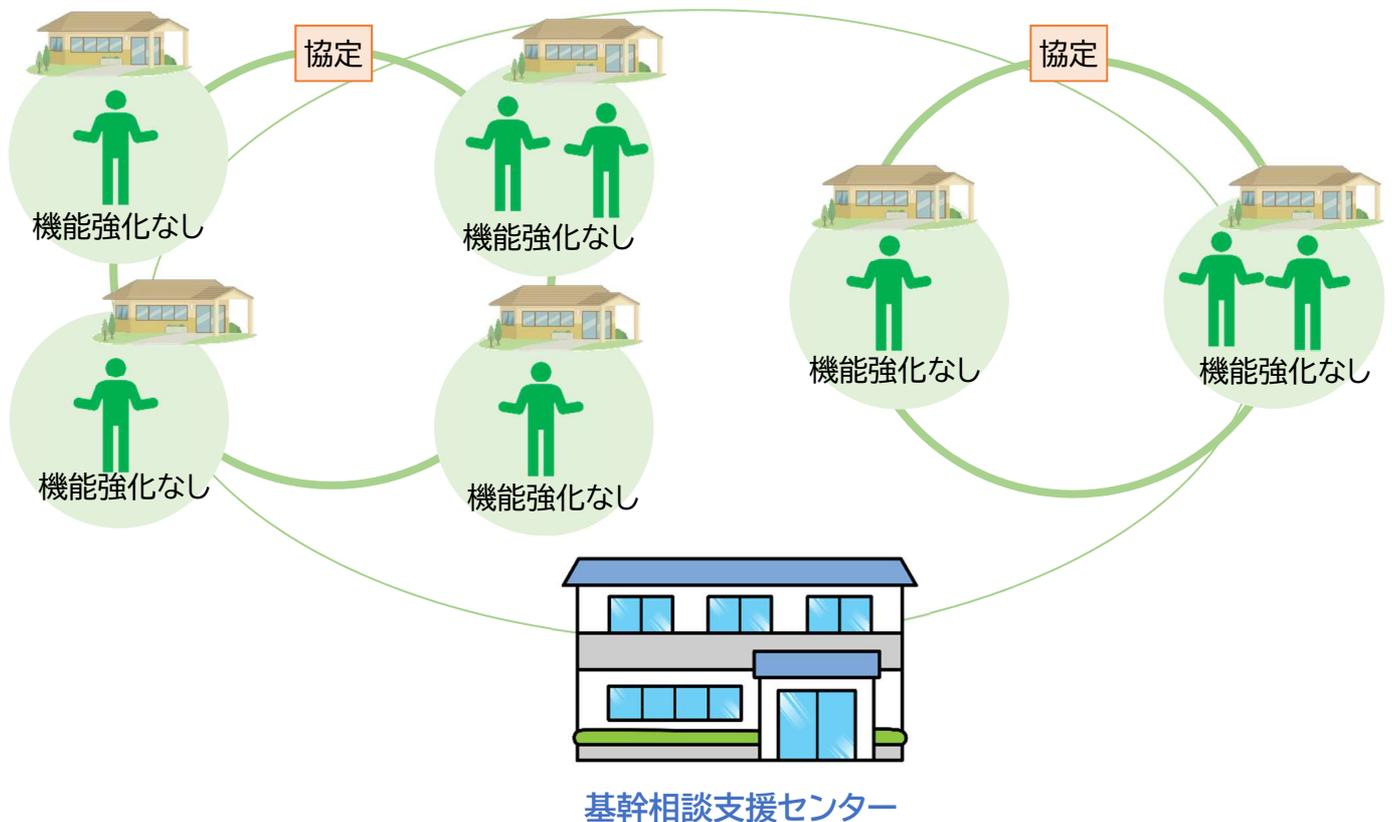
【協働が可能な事業所の要件】 以下の2点を満たす任意の相談支援事業所間で協働可

- ①同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所間で
- ②全ての事業所が常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置

【基幹相談支援センターと委託相談支援事業所と協働モデルの体制図】

例1) 4 事業所による協働

例2) 2 事業所による協働



全国の相談支援事業所のうち、一人事業所が 18.9%、二人事業所が 25.0%（令和元年障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果）であるという実態があります。

そのような状況からも、この仕組みを活用した体制整備には、相談支援事業所の経営の改善・強化や相談支援専門員の増員、ひいては地域における相談支援の質の向上につながることを期待されています。

一方で、本市の相談支援事業所は基幹相談支援センター以外のほとんどが一人事業所です。小規模相談支援事業所の孤立化を防ぎ、月に2回以上の事例検討を協働モデルで実施することで、人材の質の向上を図ります。また、面的整備で実施している本市の地域生活支援拠点の一角を担い、より強固な障害福祉部門の相談支援体制強化を図ります。

(5)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア サービス等の種別と内容

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、次のサービス等種別について、見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 60 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容

サービス等種別	実施内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築します。
地域移行支援(精神障がい者の利用分)	〈実施内容は71ページ参照〉
地域定着支援(精神障がい者の利用分)	
自立生活援助(精神障がい者の利用分)	〈実施内容は69ページ参照〉
共同生活援助(精神障がい者の利用分)	
自立訓練(生活訓練)(精神障がい者の利用分)	〈実施内容は67ページ参照〉

イ 各年度のサービス等見込量とその確保のための方策

令和5年度末の地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)及び第7期のサービス等見込量は、次のとおり設定します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を定期的を開催し、各年度の目標設定と取組の実施状況について評価を実施するとともに、精神障がい者のニーズに応じた地域相談支援の実施と日中活動系サービスや居住系サービスの確保を図ります。

図表 61 令和5年度末の地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)

種別	令和8年度末
長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(65歳以上利用者数/人)	1人
長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(65歳未満利用者数/人)	1人

図表 62 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量

サービス等種別		第7期見込量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数/回	2	2	2	
	関係者の参加者数人/年	保健関係者	1	1	1
		精神科医療関係者	2	2	2
		その他医療関係者	1	1	1
		福祉関係者	5	5	5
		介護関係者	4	4	4
		当事者及び家族	0	0	0
目標設定及び評価の実施回数	2	2	2		
地域移行支援	実利用者数/月	5	5	5	
地域定着支援	実利用者数/月	12	12	12	
自立生活援助	実利用者数/月	4	4	4	
共同生活援助	実利用者数/月	33	33	33	
自立訓練(生活訓練)	実利用者数/月	4	4	4	

(6)発達障がい者等に対する支援

ア 支援の種別と内容

発達障がい者等に対する支援の充実に向けて、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等、発達障がい者等の家族等に対する支援に関わる、人材確保の見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 63 発達障がい者等に対する支援

種別	実施内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようになるためのトレーニングやプログラムのことです。 ペアレントトレーニングは、保護者が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶものです。また、ペアレントプログラムは、保護者が子どもの「行動」そのものをまずきちんと捉えられるようになることを目標としており、ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられています。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもを育ててきた経験があり、相談支援に関するトレーニングを受けた保護者が、発達障がいのある子どもを持つ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供します。
ピアサポートの活動	同じ悩みを持つ発達障がい者同士やその保護者同士などが、悩みや情報の共有等を行う活動です。

イ 各年度の見込量とその確保のための方策

第7期の見込量は、次のとおり設定します。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを通して、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようにし、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

プログラムを受けた方々からペアレントメンターを輩出し、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい者の家族に対するピアサポート等の支援を充実し、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

図表 64 発達障がい者等に対する支援の見込量

サービス等種別		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	保護者人回/年	36	36	36
	支援者人回/年	7	7	7
ペアレントメンターの人数	人/年	0	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人回/年	55	55	55

(7)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

ア 支援の種別と内容

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組として、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用等を図ります。

図表 65 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

種別	実施内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加を図ります。
基幹相談支援センター及び市による事業所の巡回	基幹相談支援センターである「蒲郡市障がい者支援センター」及び市が、市内の障がい福祉サービス事業所を訪問し、助言等を行います。

イ 各年度の見込量とその確保のための方策

第7期の見込量は、次のとおり設定します。

図表 66 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組の見込量

サービス等種別		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数 実人数/年	5	5	5
	市内の福祉事業所が合同で福祉サービスに係る研修やその他研修を開催 回/年	2	2	2
基幹相談支援センター及び市による事業所の巡回	基幹相談支援センターである「蒲郡市障がい者支援センター」及び市による市内の障がい福祉サービス事業所への巡回実施有無	毎年度実施		

4 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した日常生活や社会生活(就労等)を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、第6期の実績等を踏まえつつ、障がい者、発達支援の必要な児童の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援、日常生活用具の給付、障がい者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を継続実施します。

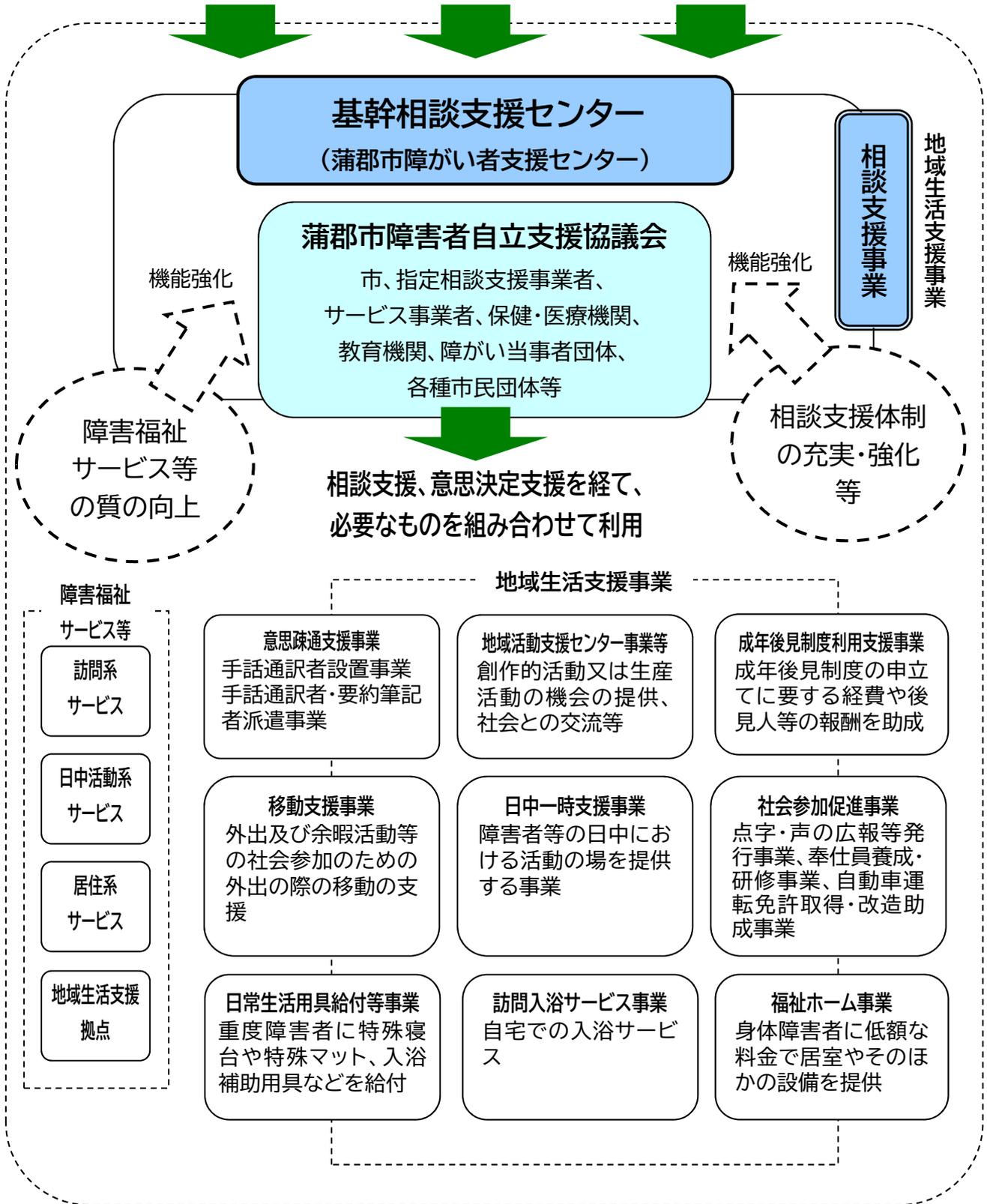
(1)事業の内容

実施事業		利用者負担
事業種別	概要	
◆理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を行う事業です。	
◆自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。	
◆相談支援事業	<p>障害者(児)相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業) 障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止、成年後見制度の利用など、権利擁護のための援助を行う事業です。</p> <p>なお、地域の相談支援の中核的な機関として、基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を行います。</p> <p>住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援する事業です。</p>	なし
◆成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業です。	なし
◆成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。	

実施事業		利用者負担
事業種別	概要	
◆意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。	なし
◆日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。	定率 1割負担
◆社会参加促進事業[手話等奉仕員養成・研修事業]	手話、要約筆記、点訳、朗読の奉仕員を養成研修する事業です。	なし
◆移動支援事業	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う事業です。	定率 1割負担
◆地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。	定率 1割負担
◆福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由で 家族との同居や住居の確保が困難な障がい者(常時の介護や医療を必要とする場合を除く)に対し、低料金で居室や設備を提供する事業です。	
◆訪問入浴サービス事業	身体障がい者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。	定率 1割負担
◆日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供する事業です。	定率 1割負担
◆生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者を対象に、日常生活に関する支援・家事に対する支援を行う事業です。	なし
◆社会参加促進事業[点字・声の広報等発行事業]	点字や声の広報などにより定期的な情報提供を行う事業です。	なし
◆社会参加促進事業[自動車運転免許取得・改造助成事業]	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成する事業です。	

図表 67 相談支援事業を中心とする地域生活支援事業等の提供体制

障害福祉サービスを利用したい。
 その他、地域で自立した生活を営むための支援を受けたい。



(2)各年度のサービス見込量とその確保のための方策

地域生活支援事業の見込量は、第6期の利用実績などを踏まえつつ、次のとおり設定します。

なお、見込量の確保にあたっては、サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

図表 68 地域生活支援事業の見込量

区分		年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施有無	有	有	有
相談支援事業	障害者(児)相談支援事業	実施か所数	11	11	11
	基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無
	地域自立支援協議会	実施か所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		実利用者数/年	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	有	有	有
事業 通意 支思 援疎	手話通訳者設置事業	設置見込者数	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数/月	15	16	17
日常生活用具給付等 事業	介護・訓練支援用具	給付件数/年	6	6	6
	自立生活支援用具	給付件数/年	9	9	9
	在宅療養等支援用具	給付件数/年	24	26	29
	情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	11	11	11
	排泄管理支援用具	給付件数/年	612	612	612
	居宅生活動作補助用具	給付件数/年	2	2	2
手話等奉仕員養成研修事業		実養成講習修了者数/年	10	10	10
移動支援事業		実利用者数/月	10	10	10
		利用時間数/月	37	37	37
センター 地域活動支援 事業	市内施設利用分	実施か所数	1	1	1
		実利用者数/月	32	34	37
	他市町施設利用分	実施か所数	1	1	1
		実利用者数/月	1	1	1
福祉ホーム事業		実施か所数	2	2	2
訪問入浴サービス事業		実施か所数	3	3	3
		実利用者数/月	4	4	4
日中一時支援事業		実施か所数	7	7	7
		実利用者数/月	28	28	28
点字・声の広報等発行事業		発行回数/年	12	12	12
自動車運転免許取得・改造助成事業		助成件数/年	6	6	6

図表 69 地域生活支援事業の見込量確保のための方策等

区分		見込量確保のための方策等
理解促進研修・啓発事業		イベントや広報活動、出前講座等を通じて、広く市民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を実施します。
自発的活動支援事業		ピアサポートによる支援や一人暮らしの人への見守りその他、ボランティア活動等に対する支援を実施します。
相談支援事業	障害者(児)相談支援事業	「蒲郡市障がい者支援センター」を基幹相談支援センターとして、総合相談、地域移行・地域定着支援に加えて、「蒲郡市成年後見センター」及び「蒲郡市障がい者虐待防止センター」と連携して権利擁護を図ります。また、基幹相談支援センターと相談支援事業所、重層的支援体制整備事業等を通じて他分野の専門相談機関等と連携しつつ、相談支援を行います。 さらに、児童発達支援センター、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センターなど、分野横断的に相談機関や窓口が連携するなどして、包括的な相談支援体制の構築を図ります。
	基幹相談支援センター	「蒲郡市障がい者支援センター」において実施します。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	相談窓口専門職を配置し、相談に対応します。
	住宅入居等支援事業	未実施の予定です。
	地域自立支援協議会	「蒲郡市障害者自立支援協議会」及び部会を開催し、関係機関・団体の連携による取組を進めます。
成年後見制度利用支援事業		蒲郡市成年後見センターにおいて実施します。
成年後見制度法人後見支援事業		蒲郡市成年後見センターにおいて、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の推進を図ります。
意思疎通支援事業		ニーズに応じた人材の確保とともに、支援を必要とする方の利用を促進するため、相談支援事業や市の広報紙などを通じた事業の周知に努めます。
日常生活用具給付等事業		支援を必要とする方の利用を促進するため、相談支援事業や市の広報紙等を通じた事業の周知に努めます。
手話等奉仕員養成研修事業		支援に関わる人材の確保を図るため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等を養成研修する事業を、県及び社会福祉協議会と連携し実施します。
移動支援事業		事業の周知とともに、車両移送型(自立生活援助、地域定着支援、地域移行支援支給決定者の医療移管等への送迎支援)を新たに実施し、利便の向上に努めます。
地域活動支援センター事業		ニーズに応じた事業所の確保とともに、支援を必要とする方の利用を促進するために、相談支援事業や市の広報紙などを通じた事業の周知に努めます。
福祉ホーム事業		既存の福祉ホーム2か所による居室や設備の提供を通じて、地域生活への支援を継続します。
訪問入浴サービス事業		事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施するとともに、相談支援事業や市の広報紙などを通じた事業の周知に努めます。
日中一時支援事業		
点字・声の広報等発行事業		
自動車運転免許取得・改造助成事業		

(3) 蒲郡市障害者自立支援協議会を通じた関係機関の情報共有等

「蒲郡市障害者自立支援協議会」は、障がい者の地域生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たし、次の事項について協議を行う場です。

【協議事項】

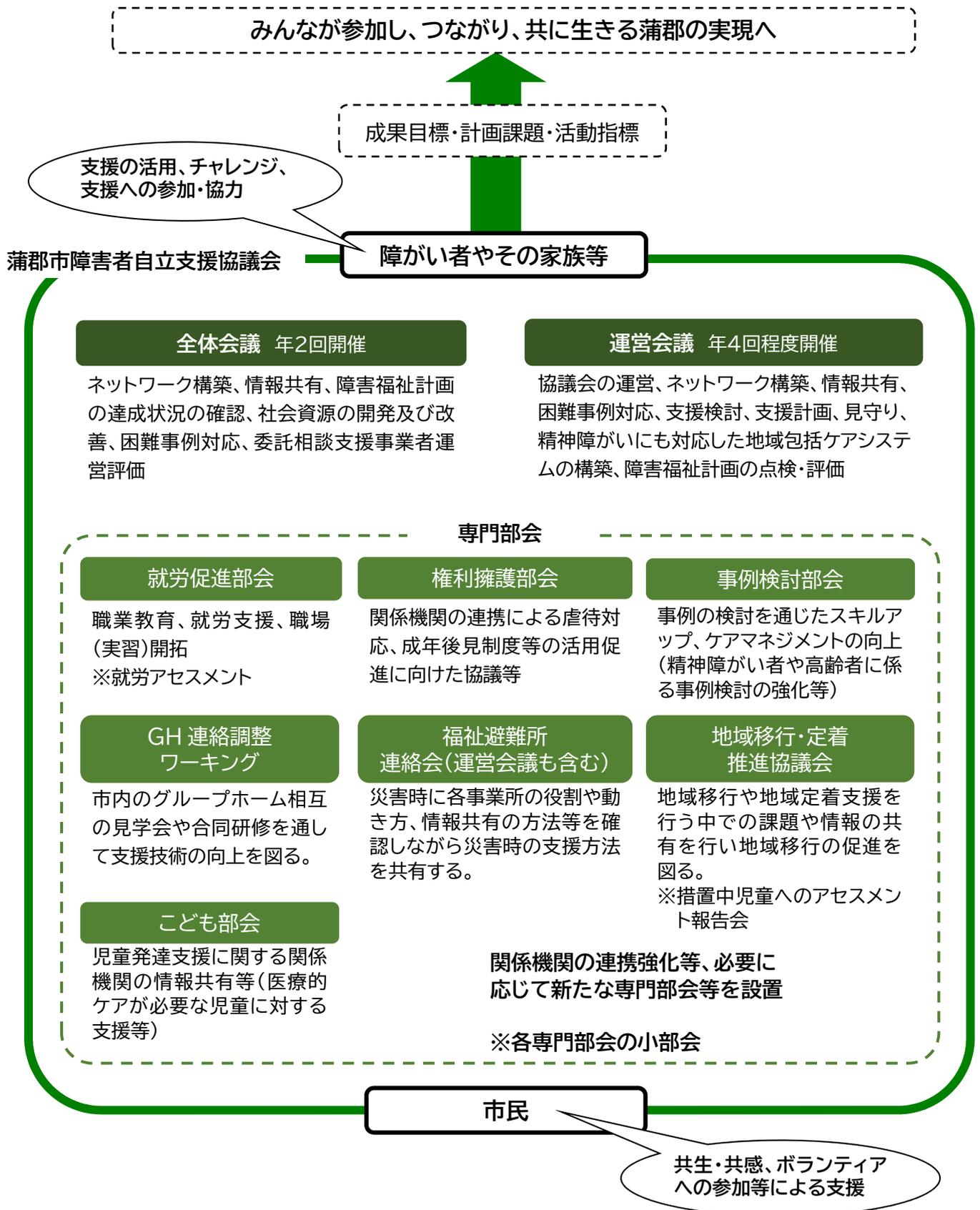
- ア 福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
- イ 蒲郡市障害福祉計画の達成状況の確認
- ウ 地域の社会資源の開発及び改善
- エ 委託相談支援事業者の運営評価
- オ 困難事例の対応の協議
- カ 個別の支援検討会議
- キ その他必要な事項

なお、協議会は全体会議と個別会議で構成し、また、必要な専門部会を設置し、障がい者への支援に関して、専門的見地からケース検討、関係機関の情報共有を行います。

会議	概要	関連する主な計画課題
就労促進部会	就労支援に関わる機関の参画による「就労促進部会」を新たに組織し、市内の就労支援事業所から一般就労への移行を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業等への障がい者雇用の啓発 ▪ 福祉的就労から一般就労への移行支援や日中活動の場における支援の質の向上 ▪ 新たに創設される「就労選択支援」の実施を見据えた就労アセスメントの充実
GH連絡調整ワーキング	市内のグループホームの支援技術の向上を図るためにグループホーム相互の見学会や、合同研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ グループホームの支援の質の確保とグループホーム利用者のうち、一人暮らしを希望する人について、居宅生活への移行や生活の定着への支援
福祉避難所連絡会（運営会議も含む）	災害時に各事業の役割や動き方、情報共有の方法等を確認しながら災害時の支援の方法を共有します。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 医療と連携しつつ、緊急時の連絡体制を含めた総合的な生活支援を実施
事例検討部会	蒲郡市自立支援協議会における課題に応じて事例を検討し、研修機会の充実と職員の参加促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重度障がい者や医療的ケアの必要者、難病患者へ適切な支援が行えるよう、課題の整理や職員研修等、支援体制の充実に向けた取組
地域移行・定着推進協議会	地域移行・地域定着支援を行う中での課題の共有や情報共有を行うことで、地域移行の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地域生活支援拠点等の体制や地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助の各事業を通じて、医療と連携しつつ、緊急時の連絡体制を含めた総合的な生活支援を実施 ▪ 保健・医療・福祉関係者の連携・協議を通じて、高齢化への対応など、課題に応じた支援体制の強化 ▪ 施設入所者の意向を把握した上で、地域での住まいの多様化の推進 ▪ 高齢の障がい者への生活支援や介護保険サービスへの円滑な接続

協議会の役割と運営のイメージは次のとおりです。

図表 70 「蒲郡市障害者自立支援協議会」の役割と運営のイメージ



第5章 第3期障害児等福祉計画

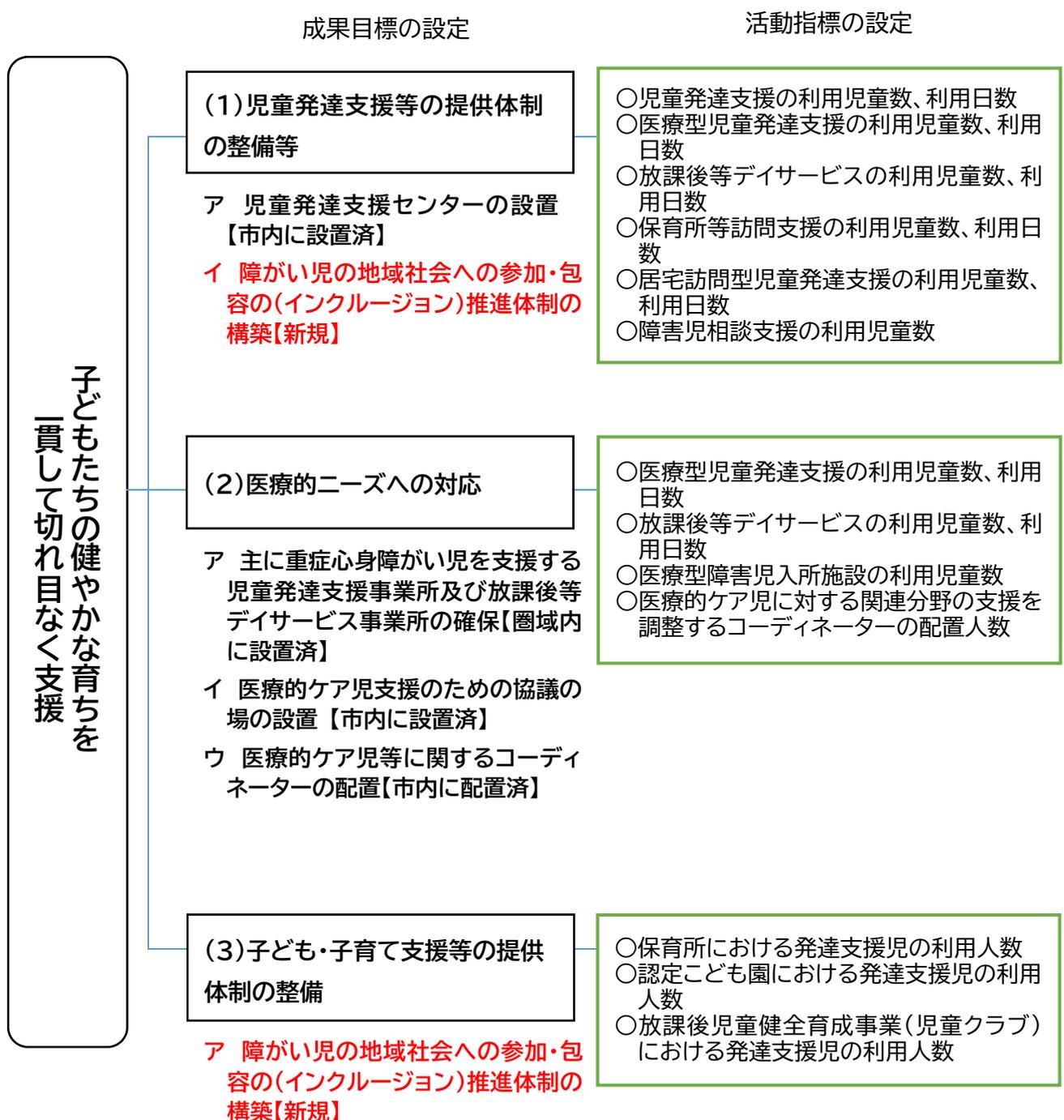
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針に即して、児童福祉法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、令和8年度の成果目標を設定した上で、需要等に応じた「障害児通所支援」、「障害児入所支援」、「障害児相談支援」等の提供体制の充実(活動指標の設定)を図り、基本理念の実現を目指します。

図表 71 成果目標と活動指標 ※赤字は第3期からの【新規】

(1)～(3)は、国の基本指針及び事務連絡で示された成果指標です。



図表 72 成果目標と計画課題の関係

成果目標	関連する計画課題※
(1)児童発達支援等の提供体制の整備等	(2)ア <ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センター(にこりん)を中核として、効果的で、切れ目の無い一貫した療育・支援を提供する体制の構築 ● 外国人の支援をはじめ、発達支援を必要とするすべての児童に対して、適切なサービス利用につなげていくこと
	(2)ウ <ul style="list-style-type: none"> ● パARENTトレーニングに関する広報・啓発と受講者数の増加 ● 学校や事業所、児童クラブ等との連携を強化し、早期の発達支援につなげていくこと
(2)医療的ニーズへの対応	(2)イ <ul style="list-style-type: none"> ● 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による情報や課題の共有 ● 医療的ケアに対応できる事業所の確保など、支援基盤の充実
(3)子ども・子育て支援等の提供体制の整備	(2)エ <ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センター(にこりん)の保育所等訪問支援事業の充実 ● 蒲郡市自立支援協議会「こども部会」等を通じて、関係機関で児童一人ひとりの状況や課題、保護者のニーズを共有しつつ、保育所、認定こども園、児童クラブの受け入れ態勢の整備等

※関連する計画課題の詳細は、47・48 ページを参照(文頭の番号は各ページの課題の番号)

2 令和8年度の成果目標

本計画では、児童の健やかな育成のために、令和8年度の成果目標として、次の3つの事項に関する目標値(成果目標)を、国の基本指針や第2期における実績等に応じて設定します。

- (1)児童発達支援等の提供体制の整備等
- (2)医療的ニーズへの対応
- (3)子ども・子育て支援等の提供体制の整備

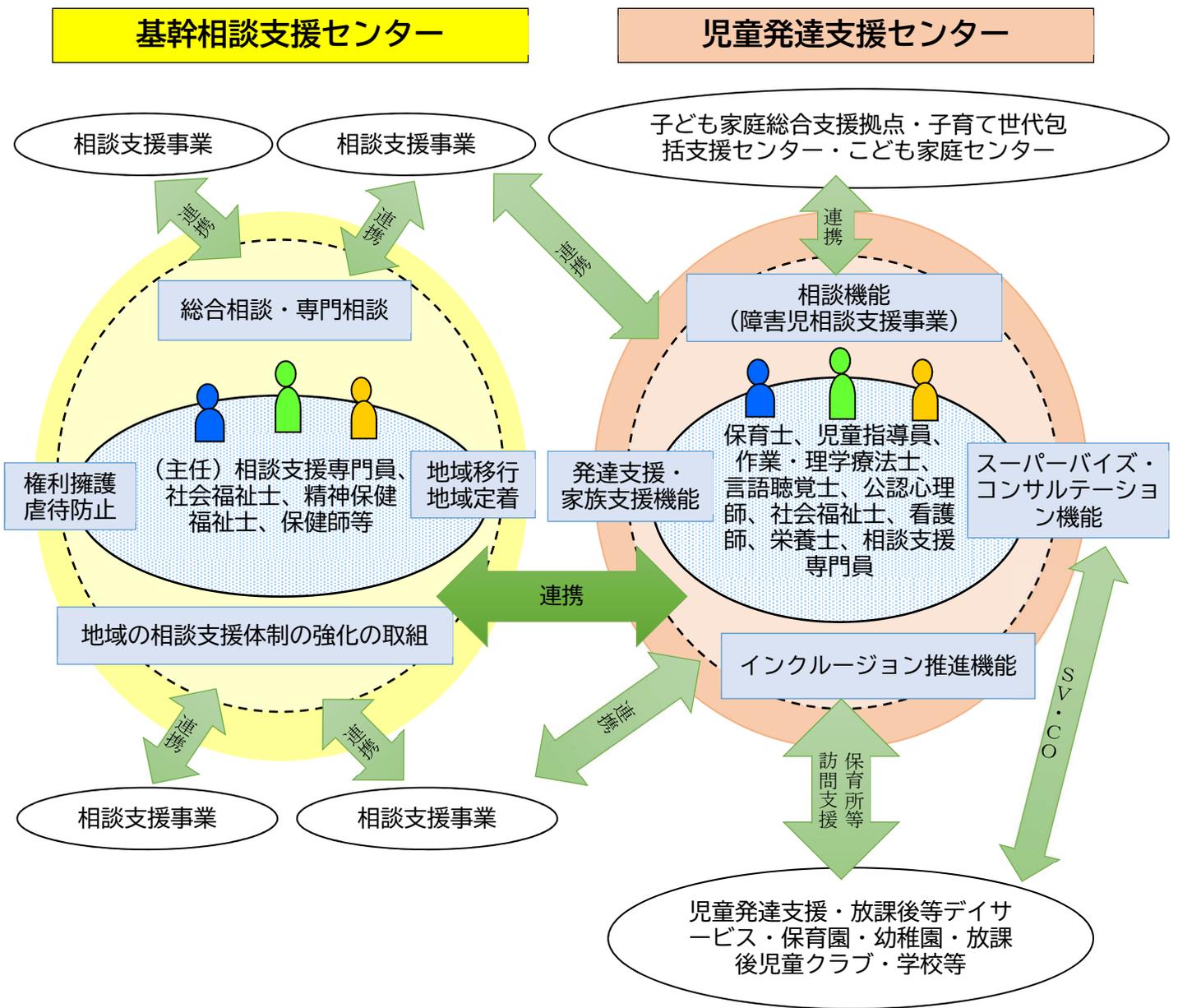
(1) 児童発達支援等の提供体制の整備等



本市は、第1期計画期間中に「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」を開所し、児童発達支援等の提供体制を整備したほか、児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しており、国の基本指針に基づく成果目標はいずれも達成済みとなっています。

今後は、「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」を中核として、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」等を通じて関係機関の連携強化を図りつつ、保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築を目指していきます。

図表 73 今後想定する基幹相談支援センターと児童発達支援センター



(2) 医療的ニーズへの対応



主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、既に平成29年度に圏域内の豊川市で設立されています。

また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場としては、市内に「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」を設置しています。

さらに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和5年度現在7名を市内関係機関に配置しています。

今後も、医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」等を通じて、医療的ケアの関係者や関係機関との連携強化を図りつつ、共有した情報を活用しつつ、医療的ニーズへの対応のさらなる充実を進めます。

(3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備



市内の保育所や認定こども園、幼稚園、児童クラブでは、発達支援の必要な児童の受け入れを実施しており、保育所等の加配対応児童数や児童クラブの特別支援学級在籍児童数は概ね増加傾向です。

今後も、必要に応じて職員の加配や「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」による保育所等訪問支援等、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図ります。

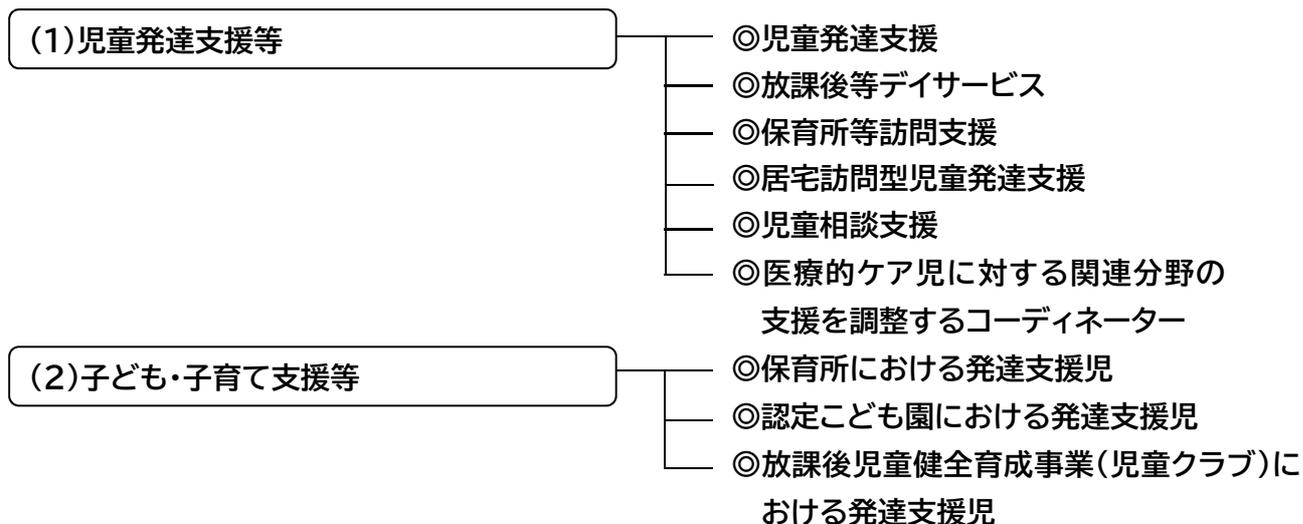
図表 74 こども部会で市内の事業所が集まり、事業内容を報告している様子



3 児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策

児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

図表 75 児童発達支援等サービス一覧



(1)児童発達支援等

ア サービスの種別と内容

児童発達支援等は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 76 児童発達支援等の内容

サービス種別	実施内容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けるものです。
放課後等デイサービス	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受けるものです。
保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な児童の通う施設(保育所等)を訪問し、発達支援の必要な児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供するものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

サービス種別	実施内容
児童相談支援	発達支援の必要な児童について、児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた児童支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、その暮らしの設計を手助けできる調整者(コーディネーター)を配置します。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

児童発達支援や児童相談支援のニーズに応じた実施を図るとともに、放課後等デイサービスは、利用者数の増加傾向を踏まえつつ、提供体制の確保を図ります。

なお、医療的ケア児に関する体制の整備にあたっては、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を継続する一方、医療的ケア児を対象とする施設等については、圏域内の他市の施設の利用を想定します。

図表 77 児童発達支援等の見込量

サービス種別		第7期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数/月	103	108	114
	人日/月	750	787	831
	市内事業所数	4	4	5
放課後等デイサービス	実利用者数/月	147	155	163
	人日/月	1,659	1,749	1,840
	市内事業所数	8	8	9
保育所等訪問支援等	実利用者数/年	3	3	3
	人日/年	9	9	9
	市内事業所数	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
	市内事業所数	0	0	0
児童相談支援	実利用者数/月	67	71	75
	市内事業所数	7	8	9
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	7	7	7

※事業所数は稼働している事業所の数とする

(2)子ども・子育て支援等

ア サービスの種別と内容

子ども・子育て支援等は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

なお、幼稚園については、本計画で見込量等は設定しませんが、今後も発達支援の必要な児童の利用にあたり、必要な対応と支援に努めます。

図表 78 子ども・子育て支援等の内容

サービス種別	実施内容
保育所における発達支援児の利用	保育所において、発達支援を必要とする児童に対して、加配対応を行います。
認定こども園における発達支援児の利用	認定こども園において、発達支援を必要とする児童に対して、加配対応を行います。
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における発達支援児の利用	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)において、特別支援学級在籍児童の利用を支援します。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、保育所等における仮入園対象児童数や加配対応児童数の動向、児童クラブにおける特別支援学級在籍児童数の動向等に基づき、次のとおり設定します。

発達支援の必要な児童の利用にあたっては、児童数に応じた職員の加配や保育所等訪問支援の充実、医療的ケア児への対応等、必要な体制の整備に努めます。

図表 79 子ども・子育て支援等に係る見込量

種別	必要な見込量(人)	第7期見込量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所における発達支援児の利用	89	82	85	89
認定こども園における発達支援児の利用				
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における発達支援児の利用	39	36	38	39

第6章 計画の実施・進行管理体制と達成状況 の点検及び評価

1 計画の実施・進行管理体制

本計画で設定した重点施策は、各担当課等による実施・進行管理体制のもとで推進を図ります。

また、必要に応じて庁内の連携会議を設けて、計画の実施に関する調整を行うほか、施策・事業等の進行状況を定期的に把握・共有し、必要な見直しを図ります。

2 点検及び評価の基本的な考え方

本計画は、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル【Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)】を導入するにあたり、令和8年度に向けた目標値(成果目標)と計画課題、障害福祉サービスの見込量等(活動指標)を設定しています。本市は、これらの基本的な考え方に基づき、計画の達成状況の点検及び評価を図ります。

また、「障害児等福祉計画」については、本市の機構改革を踏まえ令和6年度に改めて見直しを行い、令和7年度以降の重要施策に関する内容を再度協議します。

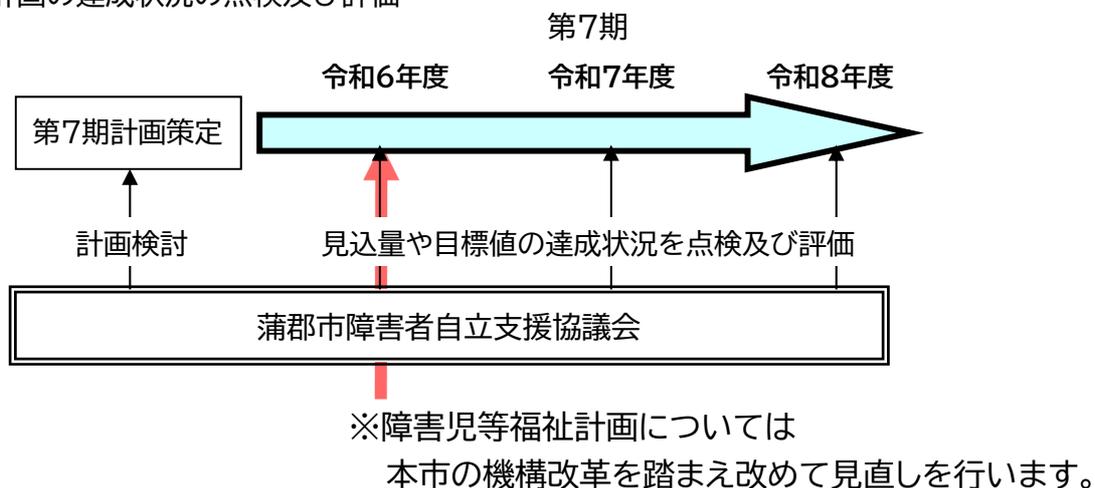
3 点検及び評価

本市は、毎年度の点検及び評価にあたり、「蒲郡市障害者自立支援協議会」の運営会議をその中心組織とします。

4 点検及び評価結果の周知

「蒲郡市障害者自立支援協議会」が点検及び評価した結果については、市のホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

図表 80 計画の達成状況の点検及び評価



【資料】

計画策定の経過

年月日		各種調査・会議等	概要
令和4年	10月5日	令和4年度第1回蒲郡市 障害者自立支援協議会 全体会	【主な議事】 ▪ アンケート調査について ▪ 関係者からのヒアリング調査について
	10月24日～ 11月10日	手帳所持者等へのアンケート調査	▪ 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、児童(児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業利用者等)を対象に、アンケート調査を実施 ▪ 詳細は32P～を参照
令和5年	2月8日 2月15日	関係者へのグループインタビュー調査	▪ 社会福祉法人、相談支援専門員、当事者、親の会、特別支援学校、庁内関係部署を対象に、グループインタビュー形式による調査を実施 ▪ 詳細は40P～を参照
	3月15日	令和4年度第2回蒲郡市 障害者自立支援協議会 全体会	【主な議事】 ▪ アンケート経過報告について
	10月11日	令和5年度第1回蒲郡市 障害者自立支援協議会 全体会	【主な議事】 ▪ 第4次障害者計画策定状況について ▪ 第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画について
	12月27日	令和5年度第2回蒲郡市 障害者自立支援協議会 全体会	【主な議事】 ▪ 第4次障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画について

年月日		各種調査・会議等	概要
令和6年	1月9日～ 2月7日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 第4次障害者計画(案)、第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画(案)を市ホームページや市役所の情報公開コーナー、勤労福祉会館で閲覧可能とし、意見を募集
	3月13日	令和5年度第3回蒲郡市障害者自立支援協議会全体会	<p>【主な議事】</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果について 第4次障害者計画、第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画について

蒲郡市第7期障害福祉計画・第3期障害児等福祉計画

発行・編集	蒲郡市 健康福祉部 福祉課
住所	〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17-1
電話	0533-66-1106
FAX	0533-66-3130
E-MAIL	shogai@city.gamagori.lg.jp
URL	http://www.city.gamagori.lg.jp/